

住民監査請求の監査結果について

次の住民監査請求について、監査委員は地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に基づき監査を行いましたので、監査結果を公表します。

附属機関の委員に対する報酬の支給に関するもの

経 過

令和5年2月16日 職員措置請求書受付
令和5年2月27日 監査委員会議にて審議（要件審査）
令和5年3月13日 請求人及び監査対象局職員の陳述
令和5年3月28日 監査委員会議にて審議（結果決定）

監査請求の要旨

市民局市民情報室市民情報課が横浜市例規に規定がないにもかかわらず、横浜市個人情報保護審議会の特定の委員（以下「当該委員」といいます。）に答申の作成に係る報酬を違法、不当に支給した。

よって、違法、不当に支給された答申の作成に係る報酬について、横浜市が返還請求することを求める。また、関係した職員の厳正な処分を求める。

監査の結果**本件請求について、請求人の主張には理由がないと認めます。（棄却）**

<監査委員の判断>

本件請求において請求人は、令和4年10月7日に横浜市長に提出された答申（以下「本件答申」といいます。）の作成に係る当該委員への報酬について、「市民局市民情報室市民情報課が横浜市例規に規定がないにもかかわらず、答申作成料を違法、不当に支給をした。」と主張しています。

当該委員の職については、日額で支給される報酬が定められています。また、「〔附属機関・懇談会に関する手引〕等の改定 及び附属機関委員の報酬支払いの考え方について（通知）（令和2年4月1日総行第5229号）」（以下「総務局通知」といいます。）において、総務局人事部労務課との協議を経た上で、「会議開催日以外でも委員が本市に対して役務を提供し、かつ客観的に勤務したことが判断できる日」について日額で支給される報酬を支払うことができるとされています。そして、本件答申の作成に係る当該委員への報酬の支給については、この総務局通知に基づいた協議は適切に行われていることが認められます。また、当該委員は本件答申の作成のため令和4年9月29日に役務を提供しており、かつ電子メールのやり取りから客観的に勤務していることが認められます。このことから、本件答申の作成に係る当該委員への報酬については、日額で支給される報酬の額を支払うことについて、根拠があるものと認められます。

そして、執行伺の処理の遅れや支出命令に係る資料の記載誤りがあったものの、本件答申の作成に係る当該委員への報酬は上記の根拠に基づき支出されていることが認められます。

以上のことから、当該委員に対して支出した、本件答申の作成に係る報酬が、違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとは言えず、請求人の主張には理由がないと判断しました。

（別添資料）監査結果公表文

【参考】 地方自治法抜粋

(住民監査請求)

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～4 省略

5 第1項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

6～11 省略

お問合せ先
監査事務局監査管理課長 尾崎 太郎 Tel 045-671-3354

第1 監査の結果

本件請求について、請求人の主張には理由がないと認めます。

第2 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

令和5年2月16日

3 請求の内容

請求の内容は、別紙1のとおりです。

4 要件審査

監査委員は、令和5年2月27日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することを決定しました。

第3 監査の実施

1 監査対象事項の決定

横浜市個人情報保護審議会（以下「当該審議会」といいます。）の特定の委員（以下「当該委員」といいます。）に対して支出した、令和4年10月7日に横浜市長に提出された答申（以下「本件答申」といいます。）の作成に係る報酬が、違法又は不当な財務会計上の行為に該当するか否かを監査対象事項としました。

2 監査対象局

総務局及び市民局を監査対象局としました。

3 証拠の提出及び陳述の聴取

監査委員は、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和 5 年 3 月 13 日に陳述を聴取しました。

また、監査委員は、同日に監査対象局から見解書（別紙 2 のとおり）の提出を受けるとともに、監査対象局職員から陳述を聴取しました。

第 4 監査の結果

1 請求人及び監査対象局職員の陳述

請求人及び監査対象局職員から聴取した陳述内容は、別紙 3 及び別紙 4 のとおりです。

2 事実関係の確認

請求人からの提出書面及び請求人の陳述、監査対象局からの提出書面及び監査対象局職員の陳述並びに監査委員の調査により、監査対象事項について、次の事実を認めました。

(1) 当該審議会の設置と当該委員への委嘱について

当該審議会は、横浜市長の附属機関です。附属機関は、法第 138 条の 4 第 3 項に基づき、法律又は条例の定めるところにより置くことができると定められています。当該審議会を置くことについては、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月横浜市条例第 6 号）第 58 条に規定されており、当該審議会は条例により設置されていることが認められます。

また、当該審議会は横浜市個人情報の保護に関する条例第 58 条第 5 項に基づき横浜市長が任命する委員をもって組織するとされており、当該委員は、令和 4 年 6 月 1 日に横浜市長から委嘱を受け、当該審議会の委員になったことが認められます。

なお、当該審議会の委員の身分は、附属機関の委員であることから、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 2 号により、非常勤特別職の地方公務員であると定められています。

地方自治法（抜粋）

第 138 条の 4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

横浜市個人情報の保護に関する条例（抜粋）

（横浜市個人情報保護審議会の設置等）

- 第 58 条 この条例及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例(平成 27 年 9 月横浜市条例第 52 号)によりその権限に属させられた事項を行うため、横浜市個人情報保護審議会を置く。
- 2 審議会は、前項の規定による事項を行うほか、実施機関の諮問に応じ、個人情報の保護に関する重要な事項を審議するものとする。
 - 3 審議会は、前 2 項に規定する事項を行うほか、個人情報の保護に関し必要と認める事項について調査審議し、実施機関に意見を述べることができる。
 - 4 審議会は、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他関係者の出席を求め、これらの者の意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に資料の提出を求めることができる。
 - 5 審議会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。
 - 6 審議会の委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
 - 7 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
 - 8 専門委員の任期は、2 年以内で市長が定める期間とする。
 - 9 審議会の委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

地方公務員法（抜粋）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

- 第 3 条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の全ての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。
- 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。
 - 3 特別職は、次に掲げる職とする。
（第 1 号及び第 1 号の 2 省略）
（2）法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
（第 2 号の 2 以下省略）

(2) 当該委員に支払う報酬について

非常勤特別職職員の報酬は、横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 8 月横浜市条例第 31 号）に定められており、当該審議会の委員は第 2 条第 24 号に該当し、その報酬の額は第 3 条第 2 項により、日額 49,000 円又は月額

884,000円を超えない範囲内で任命権者が定めるとされています。

当該審議会の委員について任命権者が定める報酬の額は、「附属機関の委員等非常勤特別職員の報酬改定について（通知）（平成8年2月20日総労第394-1号）」によると、当該委員の職については日額25,000円とされています。

また、日額で支給される報酬については、「「附属機関・懇談会に関する手引」等の改定 及び附属機関委員の報酬支払いの考え方について（通知）（令和2年4月1日総行第5229号）」（以下「総務局通知」といいます。）によると、「原則は、会議開催・出席日を以て報酬を支払っていますが、「会議開催日以外でも委員が本市に対して役務を提供し、かつ客観的に勤務したことが判断できる日」については、報酬の支払い対象となる場合があります。会議開催日以外の役務を報酬の支払い対象とする場合は、総務局労務課に協議」することとされています。

総務局によれば、当該審議会の答申の作成に係る報酬の支給について、令和2年7月に市民局から相談を受け、原則は審議会等の出席をもって報酬を支払うが、答申作成等に関連した報酬の支払は、会議と同等の役務を提供し、かつ客観的に勤務したことが判断できる日に支払の対象になりうるとし、所管課で対外的な説明ができる場合には、支払の対象となる場合がある旨を、総務局人事部労務課から回答したとのことでした。

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（抜粋）

（職員の範囲）

第2条 この条例の定めるところにより報酬及び費用弁償の支給を受ける特別職職員は、次の各号に掲げる者とする。

（第1号から第23号まで省略）

（24）前各号以外の非常勤の職員

（報酬の額）

第3条 前条第1号から第23号までに掲げる者の受ける報酬の額は、別表による。

2 前条第24号に規定する非常勤の職員の受ける報酬の額は、日額49,000円又は月額884,000円を超えない範囲内で任命権者が定める。

3 前項の規定にかかわらず、職務の性質上これによりがたい特別の事情があると認められる職にある者の報酬の額は、任命権者が市長と協議して定める。

(3) 本件答申に係る経過について

市民局によれば、本件答申に係る経過としては、令和4年5月25日に横浜市長からの諮問を受け、当該審議会において、第199回（令和4年5月25日開催）、第200回（令和4年6月29日開催）、第202回（令和4年8月26日開催）及び第203回（令和

4年9月28日開催)の4回にわたり審議し、第203回の当該審議会において答申案が承認されたとのことです。なお、第203回の当該審議会において、委員からの意見を踏まえた答申案の一部修正を、当該委員に一任するとされたとのことです。そして、令和4年9月29日に、市民局が電子メール及び電話により当該委員に修正案を提示し、当該委員は修正案を踏まえて答申を確定させたことが認められます。

また、横浜市長は当該審議会から令和4年10月7日に答申を受け、同日に市民局が内容を公表しています。

(4) 本件答申作成に係る当該委員への報酬の支給について

横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月横浜市規則第57号。以下「市会計規則」といいます。)第35条によると、本件答申の作成に係る当該委員への報酬の支給に当たっては、当該委員が勤務する前に執行伺の決裁を受ける必要がありました。

しかし、上記(3)のとおり、当該委員が勤務をした日は令和4年9月29日であったところ、市民局にて執行伺が決裁されたのは10月6日でした。

また、市会計規則第113条に基づき、支出命令が令和4年10月17日に起案され、10月21日に決裁されていることが認められますが、起案文書の添付資料に、答申作成完了日を9月29日と記載すべきところ9月28日とした記載がありました。

これらの手続により、令和4年10月31日に、当該委員に25,000円が支給されていることが認められ、市民局によると、本件答申の作成に係る当該委員への報酬の支給はそのほかには行っていないとのことです。

横浜市予算、決算及び金銭会計規則(抜粋)

(執行伺)

第35条 歳出予算を執行しようとするときは、あらかじめ執行伺をたて、決裁を受けなければならない。

(第2項以下省略)

(支出命令書の発行手続)

第113条 局長は、執行伺若しくは発注伺の決裁が完了したとき、又は執行伺を省略することができる経費の支出手続をしようとするときは、次に掲げる事項を調査し、及び審査の上、適正と認めるときは、歳出予算科目及び目節の区分ごとに、支出命令書(第43号様式の1及び2)の発行手続をしなければならない。ただし、歳入の戻出については、戻出命令書(第44号様式の1及び2)の発行手続をもって、支出命令書の発行手続に代えるものとする。

(第1項第1号以下省略)

3 監査委員の判断

以上を踏まえ、監査委員は、次のとおり判断しました。

本件請求において請求人は、本件答申の作成に係る当該委員への報酬について、「市民局市民情報室市民情報課が横浜市例規に規定がないにもかかわらず、答申作成料を違法、不当に支給をした。」と主張しています。

当該委員の職については、上記2(2)のとおり、日額で支給される報酬が定められています。また、上記2(2)のとおり、総務局通知において、総務局人事部労務課との協議を経た上で、「会議開催日以外でも委員が本市に対して役務を提供し、かつ客観的に勤務したことが判断できる日」について日額で支給される報酬を支払うことができるとされています。そして、本件答申の作成に係る当該委員への報酬の支給については、この総務局通知に基づいた協議は適切に行われていることが認められます。また、上記2(3)のとおり、当該委員は本件答申の作成のため令和4年9月29日に役務を提供しており、かつ電子メールのやり取りから客観的に勤務していることが認められます。このことから、本件答申の作成に係る当該委員への報酬については、日額で支給される報酬の額を支払うことについて、根拠があるものと認められます。

そして、上記2(4)のとおり、執行伺の処理の遅れや支出命令に関する資料の記載誤りがあったものの、本件答申の作成に係る当該委員への報酬は上記の根拠に基づき支出されていることが認められます。

4 結論

以上のことから、当該委員に対して支出した、本件答申の作成に係る報酬が、違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとは言えず、請求人の主張には理由がないと判断しました。

5 判断の根拠とした書類

(1) 総務局提出分

- ア 見解書（総務局部分）
- イ 住民監査請求に係る質問への回答

(2) 市民局提出分

ア 見解書（市民局部分）

イ 住民監査請求に係る質問への回答

ウ 次の起案文書

起案日	文書番号	件名
令和4年5月10日	市市情第412号	横浜市個人情報保護審議会委員（第12期）等の委嘱について
令和4年10月4日	市市情第1417号	横浜市個人情報保護審議会答申の作成に係る報酬について
令和4年10月17日	市市情第1472号	20221031-990421-支出命令-1-008173-0103（審議会答申作成報酬）

住民監査請求（横浜市職員措置請求書）

令和5年2月13日

横浜市監査委員御中

請求人

住所

氏名

連絡先

職員に関する措置請求の要旨

1 事案名

横浜市個人情報保護審議会会長に対する答申作成料の支給に関するもの

2 監査請求の趣旨

市民局市民情報室市民情報課が横浜市例規に規定がないにもかかわらず、答申作成料を違法、不当に支給をした。

下記の2名は横浜市に対し、連帯して、答申作成報酬 25,000円を支払うとの措置及び関係した職員の厳正な処分を求める。

(1) 損害賠償をすべき相手方としての横浜市職員

市民情報課 ■■■課長

根拠法令 地方自治法242条の2第1項第4号

(2) 不当利得返還をすべき相手方としての横浜市附属機関構成員

横浜市個人情報保護審議会会長 ※ 弁護士

根拠法令 民法第703条

3 監査請求の対象となる機関

横浜市市民局

4 監査請求の対象となる財務会計行為

総務局に届出して承認された審議会報酬は妥当であるが、答申書の作成に関しては、横浜市例規に何ら規定もなく、違法、不当に支給した。

5 上記の行為が違法・不当である理由

地方自治法第242条第1項の規定に基づく別紙事実証明書のとおり

6 監査委員について

監査請求対象者の ※ 弁護士は、監査委員 前田 弁護士と私事で関係性が深い。

監査委員は地方自治法第198条の3第1項の規定に基づき監査に臨むと承知しているが、代表監査委員等が当人に事情を聴取し、市民に対し公正、中立、透明性の確保のため、除訴を含めた検討を願います。

委員構成等の扱いについては聴取結果等を踏まえ合議体の判断に委ねる。

事実証明書

第1 監査請求の原因

1 当事者のこと

- (1) 市民情報室 ■■■室長（以下「■■■」という。）
執行機関の市長から横浜市個人情報保護審議会等の事務庶務にかかる委任を受けている。
経営責任職として運営職員の管理監督を行う責務がある。
- (2) 市民情報課 ■■■課長（以下「■■■」という。）
横浜市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の実務運営の責任者である。
違法、不当な本事案の承認、決裁者である。
- (3) 審議会構成員 ※※弁護士（以下「※※」という。）は令和2年6月1日以降 会長を務めている。
総務局総務部法制課が事務をする行政不服審査会の会長を令和4年度から務めている。
これらについては、非常勤特別職（地方公務員法第3条第3項第2号）として市長により委嘱を受けたものである。
外郭団体 公益財団法人よこはま食育財団の監事でもある。
横浜市役所との関係性は深い。

2 財務会計上の違法性、不当性のこと

- (1) 市民局は、総務局に届出して承認された審議会報酬は妥当であるが、答申書の作成に関しては、横浜市例規に何ら規定もなく、違法、不当に支給した。
- (2) 違法、不当な支給にあっては、所得税法の支払報酬勘定の原稿料を謝金として支払っていたものを令和2年6月以降から報酬に組み換え支給した。
- (3) (2)の組み換えで、源泉徴収額が割高になり、謝金額20,000円に5,000円を上積みし、令和2年度より報酬額25,000円にした。
- (4) 原稿料としての謝金の源泉徴収税額（10.21%）2,042円
差引振込額 17,958円であったところ、報酬額を25,000円にして源泉徴収税額（給与所得の日額表・乙欄）8,728円
差引振込額 16,272円と姑息にも手取りをほぼ同一とした。
- (5) 審議会は9人の構成員による合議制であるが、会長にだけ支給した。

3 違法・不当である理由

- (1) 横浜市附属機関の設置及び運営に関する要綱第7条（調整及び報告）第1項の規定に基づき総務局行政マネジメント課が所管しており、横浜市附属機関は2023年1月20日現在124箇所が設置され、審査会、審議会構成員は、おおよそ2,100名が委嘱されている。

審議会等の構成員の報酬は、同条第4項の規定のとおり「所管課から総務局と調整するものとする。」とあり行政、マネジメント課が管理している。

監査請求対象の審議会は、会長が1回の審議会開催で日額25,000円、他は20,000円が報酬として支給することは総務局で認められている。

ところが、答申作成にかかる原稿料に相当する謝金、報酬としては、行政マネジメント課は不知とのことである。

そうすると、この支給の根拠、総務局での承認がないことになり、不当な支給は明らかである。

- (2) 請求人が審査会を所管している課に答申書、意見書に対する料金を支払っているかと問い合わせたところ、どことも原稿料としての謝金、報酬を支出していない。

- (3) 総務局法制課が事務をしている行政不服審査会は、※が会長を務めており答申を多数作成しているが、その原稿料として謝金、報酬は支給されていない。と法制課の行政不服審査担当職員が電子メールで回答している。

実際に※が会長に就任した令和4年度（2023年1月17日現在）で答申第116号から第125号までの10件を作成している。行政不服審査会制度が新設された平成28年度からは、累計125件に達する。

原稿料としての謝金或いは報酬として支給するかは、所管課の判断となるが、法制課では、それを総務局と調整していないと解される。因みに、同審査会開催における1回当たりの報酬は、会長は日額35,000円、他の構成員2名は日額30,000円である。

- (4) 監査請求対象課の市民情報課の起案用紙には、答申作成の報酬支出の根拠として横浜市個人情報の保護条例第58条第2項をあげているが、答申作成に関する事項の記載がない。

(甲一1 支出命令 答申作成謝金 起案用紙)

(甲一2 横浜市個人情報の保護条例第58条第2項(抄))

(甲-1 支出命令 答申作成謝金 起案用紙)

起 案 用 紙

本文

1. 事由
.....
.....
.....

2. 答申内容
.....
.....
.....

3. 答申日 (予定)
.....
平成30年2月9日

4. 支出の相手方
.....
横浜市個人情報保護審議会会長

5. 支出金額
.....
¥20,000.-
.....
約¥20,000(答申1回)×20,000円
.....
※予見6割のため、目内総額で対応します。

(甲-2 横浜市個人情報の保護条例第58条第2項 (抄))

【参考】
横浜市個人情報の保護に関する条例 (抄)

全部改正 平成17年2月25日 横浜市条例第6号
最近改正 平成27年12月25日 横浜市条例第79号

(横浜市個人情報保護審議会の設置等)

第58条 この条例及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例 (平成27年9月横浜市条例第62号) によりその権限に課せられた事項を行うため、横浜市個人情報保護審議会を置く。

2 審議会は、前項の規定による事項を行うほか、当該機関の役割に応じ、個人情報保護に関する重要な事項を審議するものとする。

3 審議会は、前2項に規定する事項を行うほか、個人情報保護に関心必要と認める事

- (5) 横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条第24項に区分されるが当該審議会の開催にあっては報酬が支払われている。
- その中に審議会における答申が成果物して、その報酬を支払う、原稿料を支払う旨の記載はない。
- (6) 他の地方自治体の例規を調査すると附属機関の委員等の報酬等又は謝礼等に関する基準があり、明確に答申作成にかかる報酬が記載されている。
- 横浜市の例規制定における法制管理の欠陥と言える。

(甲一3 桑名市附属機関の委員等の報酬等又は謝礼等に関する基準)

○桑名市附属機関の委員等の報酬等又は謝礼等に関する基準

平成26年1月24日
告示第22号

(趣旨)

第1条 この告示は、桑名市附属機関等の設置及び運営に関する指針(平成26年桑名市告示第21号、以下「指針」という。)第7条及び第12条の規定に基づき、附属機関(指針第2条第1項第1号に規定する機関をいう。以下同じ。)の委員の報酬及び費用弁償並びに懇談会等(指針第2条第1項第2号に規定する会合をいう。以下同じ。)の参加者の謝礼及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 附属機関の委員の報酬及び懇談会等の参加者の謝礼の額(以下「報酬等」という。)は、その目的及び業務内容、委員又は参加者の選考経緯及び役割、他市の状況等を勘案しながら適切に設定するものとする。

2 報酬等は、社会経済情勢の変化、当該附属機関及び懇談会等の活動状況を踏まえ、その額が適正であるかどうかについて、適宜見直しを行わなければならない。

(報酬の基準)

第3条 附属機関の委員に支給する報酬の額は、桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年桑名市条例第11号、以下「報酬条例」という。)に定めるところによる。

2 前項の報酬の額は、別表の基準に従い定める(以下「報酬額の決定」という。)ものとし、その際は、附属機関の区分について明瞭にしなければならない。

3 報酬額の決定に際し、答申書、評価書などの書類を作成する附属機関の委員長、会長又はそれらと同等と認められる役職にある委員については、別表に示す支給額に市長が認める額を加算して報酬の額を定めることができる。

4 報酬額の決定に際し、市長が特に必要と認める場合は、前2項の規定にかかわらず報酬の額を定めることができる。

別表(第3条関係)

附属機関の区分		支給額の基準
区分1	法令に基づく審査請求に対し、裁決又は答申することが主たる役割であり、その審議に特に高い専門性が必要となるもの	日額 15,000円
区分2	諮問される案件に対し、答申や評価を行うことが主たる役割であり、その審議に高い専門性が必要となるもの	日額 10,000円
区分3	区分1、区分2に該当しないもの	日額 6,700円

横浜市例規において、答申書にかかる規定がないこと、横浜市附属機関の設置及び運営に関する要綱第7条第4項の謝金、報酬の加算について総務局との調整を行い、承認されておらず、この公金支出は違法であることは明らかである。

(7) 税法上の不当性のこと

ア 令和2年5月31日まで審議会会長であった弁護士 []

(以下「 [] 」という。)の場合は、答申作成を謝金と称し、源泉徴収税額(10.21%)を徴収していた。

これは、まさに所得税上の原稿料に相当する。

根拠法令 所得税法 204、205、216

所得税基本通達 204-2、204-4、204-6、204-10

平元直法 6-1

復興財確法 8、9、10、28、31

(甲-4 支出命令 答申作成謝金 起案用紙 所得税額)

7. 支出方法
 給与支払票、決算及び金銭会計規則第113条第2項第12号の規定により、支払明細によりお出しします。

8. 所得控除
 所得税法第204条第1項第1号の規定及び同法第205条第1項第1号並びに水日本大震災からの復興のための措置を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第13条及び同法第14条の規定により10.21%を減額控除します。

9. 控除科目
 (1) 所得控除
 (2) 非課税
 7. 控除規定
 給与所得の源泉徴収の課税に関する条例(県令)
 イ 所得控除の特例
 所得税法第204条205条及び復興財源確保法の205条第2項

(甲-5 国税庁 原稿料等の源泉徴収義務)

源泉徴収義務

第204条 居住者に対し明内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを別に納付しなければならない。

一 印刷、さし掛、作曲、レコード次込み又はデジインの報酬、放送謝金、著作権(著作権法を指す)又は著作物等の使用料及び印刷料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金

二 弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、寄附代理士、商標士、建築士、不動産鑑定士、技師その他これらに類する者で政令で定めるものの報酬に関する報酬又は料金

三 社会福祉施設を営む者(昭和二十五年法律第百二十九号)の規定により支払われる給付金

四 建築設計の着手、建築監理、図書の監修、モデル、外交員、集金人、電力算計の検算人その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金

五 映画、演劇その他法令で定める芸能又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送に係る出演若しくは出演(指揮、監督その他法令で定めるものを含む。)又は企画の報酬又は料金その他法令で定める芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金(これらのうち不特定多数の者から受けるものを除く。)

六 キャンパレー、ナイトクラブ、バーその他これらに類する施設でフロアにおいて客にダンスをさせ又は客に接待をして遊興若しくは飲食をさせるものにおいて客に侍してその接待をすることを業務とするホステスその他の者(以下この条において「ホステス等」という。)のその業務に関する報酬又は料金

七 役務の提供を約することにより一時に取得する契約金で政令で定めるもの

八 広告宣伝のための賞金又は再主が受ける奨励の賞金で政令で定めるもの

(甲-6 支出命令 答申作成謝金 内訳)

横浜市個人情報保護審議会 答申作成謝金内訳

- 1 答申手交状況
[] (横浜市個人情報保護審議会会長)
令和元年12月11日 答申第19号

2 積算内訳

謝金額 (020,000×1回)	¥20,000
源泉徴収税額 (10.21%)	¥2,042
総引戻金額	¥17,958

イ ところが、[]の退任を受け※が会長になった令和2年6月以降では、答申作成料を報酬として扱った。
源泉徴収税額は、給与所得者の月額表乙欄に基づき算定している。

(甲-7 支出命令 答申作成報酬 内訳)

横浜市個人情報保護審議会 答申作成報酬内訳

- 1 答申手交状況
手交者: ※ [] (横浜市個人情報保護審議会会長)
手交年月日及び答申番号: 令和2年7月10日 答申第20号

- 2 答申作成完了日
令和2年7月7日

3 積算内訳

報酬額 (025,000×1回)	¥25,000
源泉徴収税額	¥8,728
総引戻金額	¥16,272

(甲一8 支出命令 答申作成報酬 給与所得の源泉徴収税額表)

◎ 給与所得の源泉徴収税額の求め方

1 税額表の適用区分

雇主に支払う毎月(日)の給料や賞金などから源泉徴収をする所得及び(退職給付所得等の額は、「給与所得の源泉徴収税額表(月額表及び日額表)」又は「給与に対する源泉徴収税額の算出率の表」(以下これを「税額表」といいます))を使用して求めることができますが、この税額表は、給与等の額、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出の有無及び給与等の支給方法に応じ、次のように適用します。

税額表の区分	給与等の支給区分	税額表の適用する欄
月額表 (1ページ)	(1) 月ごとに支払うもの	甲 欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与等 乙 欄……その他の人に支払う給与等
	(2) 半月ごと、10日ごとに支払うもの	
	(3) 月の支払額が異なる月に支払うもの	
日額表 (日ページ)	(1) 前日支払うもの	甲 欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与等 乙 欄……その他の人に支払う給与等
	(2) 週ごとに支払うもの	
	(3) 日割で支払うもの	
日割賃金	日割賃金	甲 欄
給与に付する源泉徴収税額の算出率の表 (10ページ)	ただし、前月中に賞金等の支払がない場合は、次月の額が前月の賞金等の額の10%を超えない場合は、月額表を適用します。	甲 欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与等 乙 欄……その他の人に支払う給与等

(注)日割賃金は、日割賃金を受け取る人が、受領した日又は日割によって算出された日(前月の末日)に支払われるものとします。また、この日割賃金は、前月の給与等の額を基礎として算出され、この日割賃金を支払う場合は、この日割賃金を支払った月の給与等の額に合算して計算します。

2 日額表の使いかた

ウ 本件請求の令和4年10月7日の支給のものである。

(甲一9 支出命令 答申作成報酬 内訳)

横浜市個人情報保護審議会 答申作成報酬内訳

1 答申手交状況

手交者： ※ (横浜市個人情報保護審議会会長)

手交年月日：令和4年10月7日

答申名：横浜市個人情報の保護に関する条例の改正について(答申)

2 答申作成完了日

令和4年9月28日

3 積算内訳

報酬額 (25,000 × 1回)	¥25,000
源泉徴収税額	¥8,728
差引支払額	¥16,272

時代は答申作成謝金(原稿料として源泉徴収)、※時代は報酬(給与所得者の(日額表・乙欄)として源泉徴収)にすることにより給与所得者の(日額表・乙欄)の課税額が大きくなる問題がある。

■時代は答申作成謝金額は20,000円で源泉徴収は10.21%である。(原稿料として)

ところが、※時代は答申作成の報酬を25,000円にしている。源泉徴収額が多くなって、差引振込額が下がることから報酬を5,000円分を上乗せする小細工をしていることを指摘する。

(8) 当該審議会構成員9名のうち会長だけに支給されていること

ア ※及び前任の■も同様、会長だけに支給されている。

答申作成の労力の評価なのか、請求人の経験では、答申等の素案は、事務担当者 横浜市では市民情報課が下書きを用意し、それを2時間程度の審議会で9名の構成員が意見を出し、事務方が手直しをしてタタキ台を作り、審議結果を清書するのが通例である。

イ 現在は、コロナウイルス感染対策でWEBシステムでの審議会の開催である。

答申の審議は、事務方が素案、タタキ台なるものをカメラ越しに写し出し、口頭でその説明を加える程度と思料される。

注) WEBシステムの機能で画面共有があるが、その場合、構成員に課せられている守秘義務上に問題が出る。

画面共有された答申文案や参考資料を構成員の端末でダウンロードし、弁護士の場合は、法律事務所での事務員、パライガルに文案、資料を検討させたり、学者の場合は、学生等への個人情報、市役所の公務上の機密情報の流出のことである。

ウ 構成員には守秘義務化が課されており、※の場合、法律事務所での答申作成はしていないと思料される。

エ その観点から考えると、答申書作成の労力評価のあり方に問題がある。

そもそも答申作成謝金、報酬を支払う根拠を失うものである。

(甲-10 横浜市個人情報保護審議会構成員名簿)

横浜市個人情報保護審議会名簿
 (第12期：令和4年6月1日～令和6年5月31日)

氏名	専門分野	再任状況
■	横浜国立大学 大学院 国際社会科学部 教授 (行政学)	第11期 (R2.6.1)
■	株式会社日本総合研究所 執行役員 取締役	第10期 (H20.5.1)
■	元 東京都総務局 情報システム部長	第9期 (H28.5.1)
■	新横浜キャリア・学院 大学 学長	第12期～ (R4.6.1)
■	公認会計士	第10期～ (H20.6.1)
■ ※	弁護士	第9期 (H28.6.1)
■	人権擁護委員	第11期 (R2.10.1)
■	弁護士	第11期 (R2.6.1)
■	関東学院大学 法学部 教授 (憲法)	第10期 (H20.6.1)

注) この名簿は、令和4年6月1日から更新版であり、会長職等が未定である。
 その後の審議会で、※が会長に再任されている。

第2 結語

以上のことから、横浜市例規制定における法制制度が出鱈目であり違法、不当な公金支出は明らかである。

第3 附属書類

証拠説明書を別添する。

以上

見 解 書

令和5年3月13日
総務局
市民局

1 結論

本件監査請求の趣旨は、令和4年10月7日の答申に係る25,000円の報酬額の支出（以下「本件支出」という。）につき、関係職員等が横浜市に支払うことを求めるものと思料しますが、次の理由から、本件請求は速やかに棄却されるべきものと考えます。

2 本件支出の根拠規定等（総務局）

監査請求人は、措置要求の要旨第4項及び事実証明書第1第2項（1）において、答申の作成に報酬を支出する根拠規定が横浜市の例規にないため、本件支出については不当である旨主張しています。

附属機関の委員等の特別職の公務員の報酬額等については、条例で定めるべきこととされています（地方自治法第203条の2）。（資料1）

横浜市個人情報保護審議会の委員の報酬は、「横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例」（以下「報酬条例」という。）第2条第24号の「前各号以外の非常勤の職員」に該当し、「日額49,000円を超えない範囲内で任命権者が定める。」額となります（報酬条例第3条第2項）。（資料1）

本審議会の委員の報酬について、市民局市民情報室市民情報課（以下「市民情報課」という。）と総務局人事部労務課（以下「労務課」という。）が協議を行い、会長の勤務1日あたりの報酬は25,000円と決めました。（資料2）

総務局で発出している、「附属機関・懇談会に関する手引」等の改定及び附属機関委員の報酬支払いの考え方について（通知）（令和2年4月1日総行第5229号）（資料3）、「附属機関・懇談会に関する手引」P10（資料4）及び「附属機関・懇談会に関する手引Q&A」P13（資料5）で、報酬は、附属機関の会議への出席のほか、「会議で一任された委員長等が審議資料や答申案の作成を行う場合」にも報酬の支払い対象となる場合があると解説しており、報酬の支払い対象となる場合は労務課に協議するように記載しています。

事実証明書第1第3項（1）には、「総務局での承認がないこと」になるとの主張がありますが、横浜市個人情報保護審議会の会長について、「一任された委員長等が答申案を作成する場合」として報酬を支払えるか否かについては、令和

2年7月に市民情報課から相談を受け、原則は審議会等の出席をもって報酬を支払うが、答申作成等に関連した報酬の支払いは、会議と同等の役務を提供し、かつ客観的に勤務したことが判断できる日に支払いの対象になりうるとし、所管課（市民情報課）で対外的な説明ができる場合には、支払いの対象となる場合がある旨を回答しています（資料6）。市民情報課との協議は以上であり、個々の支出に当たっては関与しておりません。

また、事実証明書第1第3項（5）にある、「報酬条例には答申作成の対価としての報酬が明記されていない」との指摘に対しては、報酬を役務の対価と取り扱い、委員が本市に対して役務を提供し、かつ客観的に勤務したことが判断できる日については、報酬の支払い対象となる場合があると、この通知、手引及び手引Q&Aで示したところです。

事実証明書第1第3項（6）には、横浜市の例規に欠陥があるとの主張もありますが、横浜市は通知等の中で定め、一律の運用をしています。

事実証明書第1第3項（1）には、この支出につき行政マネジメント課が不知であることを問題視する記述がありますが、協議先は労務課であるため、問題はありません。

3 本件支出の具体的説明（市民局）

本件支出は、令和4年10月7日付の答申「横浜市個人情報の保護に関する条例の改正について」（資料7）の作成に係るものです。この答申に至る審議経過は、同答申22ページに記載のとおりです。令和4年5月から、審議会において4回にわたり審議し、令和4年9月28日の審議会において内容はおおむね固まったものの、詳細については審議会の会議の場では決めきれない部分がありました。

そのため、最終的な文言修正及び答申の確定については、会長に一任することが決定されました（資料8）。この決定を受け、さっそく翌日に市民情報課が※
■会長に相談した上で、答申を完成させました（資料9）。

資料9のうち、一枚目が審議会時点の案、二枚目が確定版で、変化部分にマーカーを付しています。変化部分の量は、大なるものとはいえないかもしれませんが、LGBT等のデリケートな問題について、審議会での議論を踏まえ、どのような表現であれば審議会としての問題意識を的確に表現できるかを考えることは、特に、他の委員から信頼され会長に一任された中での検討であることを踏まえると、相当な負荷がかかることは間違いありません。

しかも、この際の会長の答申の確認は、審議会としての最後の確認になります。資料9に示した変化が、答申の他の部分の影響を及ぼさないか、それ以外の部分にも加筆・修正の必要がないか等、総合的な御検討を頂いています。

このような労力の提供は、2に記載した手引Q&Aにいう「会議で一任された委員長等が審議資料や答申案の作成を行う場合」に該当しますし、労務課が支出可能な場合として示す、「会議と同等の役務を提供したことが客観的に説明可能な場合」に該当すると判断し、本件支出にいたったものです。

なお、9月29日に、具体的に何時間労力を提供して頂いたのかの証拠は存在しませんが、会長へ一任されたケースにつき、市民情報課等の事務局が会長に独断で修正するようなことはあり得ません。そのようなことがまかりとおれば、審議会の先生方との信頼関係は破綻し、審議会自体が維持できなくなります。

したがって、資料9に示す修正により、答申を確定させたことが、会長の労力の提供を受けてのものであることは、経験則上も明らかです。

以上のとおり、答申を作成するに当たり、会議の場以外で※会長に御勤務いただいたことは明らかですから、本件支出は2に記載した根拠規定に基づいた支出であり、不当なものではありません。

なお、監査請求人は、事実証明書第1第2項(5)及び第1第3項(8)において「9人の構成員による合議制」であるにもかかわらず「会長にだけ報酬が支給されている」点が問題であるかのように主張していますが、以上の経過を踏まえれば、審議会から一任された会長だけに支出するのは、当然のことと御理解いただけることと思います。

4 その他監査請求者の言及事項について（市民局）

(1) 事実証明書第1第2項(2)等には、かつては原稿料として支払っていたものを、令和2年6月以降、報酬に変更したとの記載があります。

今回の監査請求は、あくまでも本件支出の妥当性に関するものであり、かつての原稿料としての支出や、原稿料としての支出を報酬としての支出に変更したことの是非ではないと思われるため、詳述は差し控えますが、変更したのは事実です。

答申案の作成は、審議会委員としての業務なので、その対価は報酬として支払うのが適切だろうとの考えに基づく変更です。既に述べたとおり、審議会の会長の報酬は日額で25,000円と定まっていることから、この定めにしたがい支給したものであり、事実証明書第1第3項(7)9ページにある「小細工をしている」という事実はありません。

事実証明書第1第3項(7)には「税法上の不当」との記述もありますが、「所得税基本通達28-7 委員手当等」(資料10)に「国又は地方公共団体の各種委員会（審議会、調査会、協議会等の名称のものを含む。）の委員に対する謝金、手当等の報酬は、原則として、給与等とする。」との記載に基づき、変更に伴って税制上の扱いを見直しただけにすぎず、不当な変更ではあ

りません。

- (2) 事実証明書第1第3項(2)及び(3)には、他の審査会等では本件支出と同様の支出がないことを問題視する記載があります。しかし、少なくとも当課で所管している横浜市情報公開・個人情報保護審査会においては、審議会と同様に答申作成に対する報酬を支出しており、審議会のみが答申作成報酬を支出しているという指摘は事実ではありません。他の附属機関での支出の有無は承知していませんが、仮に同様の支出がない附属機関があったとしても、それをもって本件支出を違法とする根拠にはならないと考えます。

※公表に当たり、監査委員において個人名（監査委員名及び関係局の発言者名を除く。）を黒塗りしています。
※ は同一人物を指します。

別紙3

住民監査請求に係る陳述の聴取

速記録

日付：令和5年3月13日（月）

場所：横浜市監査委員会議室

午後2時15分開会

○藤野代表監査委員 それでは、附属機関の委員に対する報酬の支給に関する住民監査請求に係る陳述の聴取を行います。

本日、請求人はWEB会議システムにより陳述されることから、会場にWEB会議用の機材を設置しておりますため、このような席の配置とさせていただきます。

また、本日の陳述会場内でのマスクの着用については、厚生労働省のマスク着用の考え方の見直しの趣旨を踏まえ、個人の判断に委ねることといたしますので、御承知おきください。

なお、本日の会議において、録音はできません。

それでは、陳述に入る前に、写真撮影の希望がありましたので、請求人につきましては、パソコンの画面の写真撮影及びスクリーンショットのみ許可いたします。写真撮影の時間を少々とります。よろしいでしょうか。では、写真撮影をお願いいたします。

(写真撮影)

○■請求人 はい、オーケーです。

○藤野代表監査委員 はい。なお、以降は写真撮影等はできませんので、よろしくお願いたします。また、本日の会議においては録音・録画もできませんので、御承知おきください。

本日の進行は、代表監査委員である私、藤野が務めます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、他の委員を紹介させていただきます。高品委員です。

○高品監査委員 高品です。よろしくお願いたします。

○藤野代表監査委員 前田委員です。

○前田監査委員 前田でございます。よろしくお願いたします。

○藤野代表監査委員 松本委員です。

○松本監査委員 松本です。どうぞよろしくお願いたします。

○藤野代表監査委員 今野委員です。

○今野監査委員 今野です。よろしくお願いたします。

○藤野代表監査委員 陳述に際していくつかの御留意いただきたい点を申し上げます。陳述される内容につきましては、監査の資料とするため、正確に記録する必要がありますので、速記と録音をさせていただきます。

また、本日の陳述の速記録は、監査結果に添付して公表いたします。

陳述につきましては、請求人、関係局の職員とも、それぞれおおむね1時間以内としてお

ります。なお、意見を陳述する場ですので、請求人、関係局の職員からは質問はできません。

請求人の陳述する内容は、職員措置請求書に基づき、請求書に書かれた事項を補足する内容としてください。

請求人の陳述の聴取に引き続いて、関係局の職員による陳述の聴取を行います。請求人は、この関係局の職員の陳述に対し、最後に意見表明を5分以内で行うことができます。ただし、意見を表明する場ですので、質問することはできません。

そのほか、陳述の進行については、監査委員の指示に従ってください。

それでは、請求人の陳述の聴取を実施します。請求人は陳述をお願いします。どうぞ。

○ ■■■ 請求人 本日はWEBシステムによる陳述を施行いただきまして、ありがとうございます。

冒頭、事務局にお尋ねしますが、オーディエンス、傍聴者は何名ぐらい来られていますか。

○ 藤野代表監査委員 本日、傍聴人はゼロです。

○ ■■■ 請求人 わかりました。

では、ただいまから陳述を行います。陳述内容は、初めに御案内のあった監査請求の請求書をベースに行いまして、流れ的には、エビデンスペーパー、書証という番号があると思いますが、それについては、同じカメラを通して拡大してお見せしたいなと思っておりますが、そういう流れで進めたいと思います。よろしいですかね。

では、ただいまから住民監査請求書を読み上げいたします。

住民監査請求、令和5年2月13日発行、16日受付のものです。

これについて、職員に関する措置請求の要旨。

1. 事案名、横浜市個人情報保護審議会会長に対する答申作成料の支給に関するもの。
2. 監査請求の趣旨、市民局市民情報室市民情報課が横浜市例規に規定がないにもかかわらず、答申作成料を違法、不当に支給した。

下記の2名は横浜市に対し、連帯して、答申作成報酬2万5,000円を支払うとの措置及び関係した職員の厳正な処分を求める。

(1) 損害賠償をするべき相手方としての横浜市職員、市民情報課課長■■■■。根拠法令、地方自治法第242条の2第1項第4号に相当します。

(2) 不当利得返還をするべき相手方としての横浜市附属機関構成員、横浜市個人情報保護審議会会長 ※ 弁護士、 ※ ■■■ さん。根拠法令、民法第703条。

3. 審査請求の対象となる機関、横浜市市民局。

4. 監査請求の対象となる財務会計行為、総務局に届出して承認された審議会報酬は妥当であるが、答申書の作成に関しては、横浜市例規に何ら規定もなく、違法、不当に支給した。

5. 上記の行為が違法、不当である理由、地方自治法第242条第1項の規定に基づき別紙事実証明書のとおりである。

6. 監査委員について、監査請求対象者の※弁護士は、監査委員前田弁護士と私事で関係性が深い。

監査委員は地方自治法第198条の3第1項の規定に基づき監査に臨むと承知しているが、代表監査委員等が当人に事情を聴取し、市民に対し公正、中立、透明性の確保のため、除斥を含めた検討をお願いします。

ただ、委員構成等の扱いについては、聴取結果等を踏まえ合議体の判断に委ねる、がカバーページになっております。

別紙、事実証明書、第1. 監査請求の原因、1. 当事者のこと。

(1) 市民情報室■■■■室長、執行機関の市長から横浜市個人情報保護審議会等の事務庶務に係る委任を受けている。

経営責任職として運営職員の管理監督を行う責務がある。

(2) 市民情報課■■■■課長、横浜市個人情報保護審議会の実務運営の責任者である。

違法、不当な本事案の承認、決裁者である。

(3) 審議会構成員※弁護士は、令和2年6月1日以降、会長を務めている。

総務局総務部法制課が事務をする行政不服審査会の会長を令和4年度から務めている。

これらについては、非常勤特別職、地方公務員法第3条第3項第2号として市長より委嘱を受けたものである。

外郭団体、公益財団法人よこはま食育財団の監事でもある。

横浜市役所との関係性は深い。

2. 財務会計上の違法性、不当性のこと。

(1) 市民局は、総務局に届出して承認されている審議会報酬は妥当であるが、答申書の作成に関しては、横浜市例規に何ら規定もなく、違法、不当に支給した。

(2) 違法、不当な支給にあつては、所得税法の支払報酬勘定の原稿料を謝金として支払っていたものを令和2年6月以降から報酬に組み替え支給した。

(3) (2)の組み替えで、源泉徴収額が割高になる、謝金額2万円に5,000円を上積みし、令和2年度より報酬額2万5,000円にした。

(4) 原稿料としての謝金の源泉徴収額 (10.21%) は 2,042 円、差引振込額 1 万 7,958 円であったところ、報酬額を 2 万 5,000 円にして源泉徴収額 (給与所得の日額表乙欄)、これで 8,728 円が差し引かれ、差引振込額 1 万 6,272 円と姑息にも手取りをほぼ同一とした。

(3) 審議会は 9 人の構成員による合議制であるが、会長にだけ支給した。

3. 違法、不当である理由。

(1) 横浜市附属機関の設置及び運営に関する要綱第 7 条 (調整及び報告) 第 1 項の規定に基づき総務局行政マネジメント課が所管しており、横浜市附属機関は 2023 年 1 月 20 日現在 124 個が設置され、審査会、審議会構成員はおおよそ 2,100 名が委嘱されている。

審議会等の構成員の報酬は、同条第 4 項の規定のとおり「所管課から総務局と調整するものとする。」とあり、行政マネジメント課が管理している。

監査請求対象の審議会は、会長が 1 回の審議会開催で月額 2 万 5,000 円、ほかの構成員は 2 万円が報酬として支給していることは総務局で認められている。

ところが、答申作成に係る原稿料に相当する謝金、報酬としては、行政マネジメント課は不知とのことであった。そうすると、この支給の根拠、総務局での承認がないこととなり、不当な支給は明らかである。

(2) 請求人が審査会を所管している課に答申書、意見書等に対する料金を支払っているかと問い合わせたところ、どことも原稿料としての謝金、報酬を支出していない。支払っていない。

(3) 総務局法制課が事務をしている行政不服審査会は、※ 弁護士が会長を務めており、答申を多数作成しているが、この原稿料としての謝金、報酬は支給されていないと法制課の行政不服審査担当職員が電子メールで回答している。

実際に ※ 弁護士が会長に就任した令和 4 年度、2023 年 1 月 17 日現在で、答申第 116 号から 125 号までの 10 件を作成している。行政不服審査制度が新設されたのが平成 28 年度からなんですけれども、それを累計して 125 件にも達しています。

そういう原稿料としての謝金、あるいは報酬として支給するかは、所管課の判断となるということらしいんですが、法制課ではそれを総務局と調整していないと解されます。

ちなみに、同審査会開催における委員 1 回当たりの報酬は、会長は月額 3 万 5,000 円、ほかの構成員 2 名は月額 3 万円である。

(4) 監査請求対象課の市民情報課の起案用紙には、答申作成の報酬支払いの根拠として横浜市個人情報の保護条例第 58 条第 2 項を挙げているが、答申作成に関する事項の記載が

ない。

甲-1として、この起案用紙、甲-2として、第58条2項の抜粋を挙げております。

甲-1を御覧いただければわかるんですけども、「趣旨」の中で、横浜市個人情報の保護に関する条例第58条第2項の規定に基づく諮問に係る答申について、答申作成謝金を次のとおり執行します。

マイナンバーカードの事例なんですけれども、平成30年2月9日付で支出する予定でした。このときには、**※**弁護士以前の会長であった**■**弁護士でありました。そのときの支出金額が2万円。内訳は、2万円、答申1回2万円。

あと、これの予算というのがなかったということもあって、予算超過のために目内流用で対応すると。もともと予算もないのに2万円を払ったというふうにこちらは解しております。

ここの58条第2項の2というので根拠にしているんですが、その甲-2を御覧いただければわかりますけれども、第2項に「審議会は、前項の規定による事項を行うほか、実施機関の諮問に応じ、個人情報の保護に関する重要な事項を審議するものとする。」ということであって、その成果物に対して、答申なのか、意見書なのか、単なる会議をしている中で口頭で意見を述べ合っただけで、それで答申書を作成したものとして扱ってもいいのか。この2の中にどこにも書いていない。

答申書、意見書、そういうペーパーを原稿として出したということを何も書いていないということで、これは(5)に書いていますが、このお金を払うこと自体が成果物に値しないのではないかというのが、こちらの主張でございます。

(6)ほかの地方自治体の例規を調査しました。附属機関の委員等の報酬又は謝礼に関する基準がありまして、そこには明確に答申作成に係る報酬が記載されている。横浜市にはそれがないということで、これは明らかにルールの管理が欠陥しているねというのが摘示していることでございます。

甲-3に桑名市の附属機関の委員等の報酬又は謝礼等に関する基準というのがございます。ここに第2条の第3項があるんですけども、そこを読み上げますと、「報酬額の決定に際し、答申書、評価書などの書類を作成する附属機関の委員長、会長又はそれらと同等と認められる役職にある委員については、別表に示す支給額に市長が認める額を加算して報酬の額を定めることができる。」と、明らかに成果物は何なのかと、そういうペーパーを作成して、原稿として値するものであるかどうか、それをちゃんと明示をしている。

その別表3を付けてありますけれども、ここにあるように区分1、区分3まで分けています。区分1の場合は法令に基づく審査請求、これはかなり重い決裁だとか答申になるんですけれども、この場合は日額1万5,000円。今回の横浜市の場合は、会長の場合には2万5,000円なんですけれども、桑名市の小さな市なので額が低いのかもかもしれませんが、※会長としてもそれなりの額を委員としての報酬として受け取っているんだなど。

今回対象となるであろうものが区分2、諮問される案件に対し、答申や評価を行うことが主たる役職であり、その審議に高い専門性が必要なもの、それで1万円ということになっています。これに対して、更に市長が認める額、これが成果物である答申書、評価書の分としてインセンティブが加えられるという仕組みになっている。

横浜市は、残念ながらこのインセンティブをいくらにするかという規定が何にもないねということなんです。

横浜市例規において、答申書に係る規定がないこと、横浜市附属機関の設置及び運営に関する要綱第7条第4項の謝金、報酬の加算について、総務局との調整を行い、承認されておらず、この公金支出は違法であることは明らかだということなんです。

(7) 税法上の不当性。ア. 令和2年5月31日まで審議会会長であった弁護士■■■■さんの場合は、答申作成を謝金と称し、源泉徴収額10.21%を徴収していた。これはまさに所得税法上の原稿料に相当するであろう。

次のページに甲-4があるんですが、その中身が書いてあります。それによりますと、横浜市の予算、決算の金銭会計規則のとおり、支払調書によって支払いしますよと。

所得税額というのは、10.21%を徴収しますよと。

その根拠は、甲-5の国税庁の原稿料等の源泉徴収義務の欄にある1番目ですね。204条の第1項、原稿、挿絵、作曲等々のもの、これについての報酬又は料金に対しては10.21%ですよと。

■■■弁護士、※弁護士は、第2項の弁護士とか司法書士、8士の資格者なんですけれども、それに対するものも10.21%であったんじゃないのかな。令和元年度まではこれで支払っていた。

具体的にはどういうふうになっているかといえば、甲-6にあります。横浜市個人情報保護審議会答申作成謝金内訳。

1. 答申手交状況。すなわち、手交であるから、現場でその責任者に対して、成果物である文書、それを手渡したと。「手交」と書いてありますからね。それを手渡したことを担保

としてお金を払います。

それで実際に支払われた額が2万円で、2,042円の源泉徴収を掛けて振り込みますよというのが、これが証拠でございます。

ところが、■■■さんの退任を受け※弁護士が会長になった令和2年6月以降では、これを報酬として扱った。

その場合に10.21なのかと思えば、そうじゃなくて、給与所得だ。原稿料を給与所得だと。その月額表——これは間違いですね。日額表ですね。日額表の乙表に基づき算定した。彼ら委員は日額職なんですね。一日1回いくら、たとえ1時間の会議であったり、20分の会議でも、一日出れば、そのお金がもらえますよという。これ、「月額」は間違いで「日額」なんですけれども、それで給与として払っていたという形になっております。

甲-7で、その証拠が載せております。こちらのほうも「答申手交状況」、だから、書いたペーパーを出したと。

それはいつ渡しましたかといえ、令和2年7月16日に渡して、その答申番号というのが第20、というペーパーを渡したというのがこれに載っております。

下側のほうに出ていますが、先ほど申しましたとおり、その報酬額が2万5,000円、5,000円上積みになっていた。日額表、乙表による場合の源泉徴収額が8,728円。上がった分、差引振込額も、本当は下がるんですが、5,000円上積みしているから1万6,272円と、今までと同じというような形になっていたねというのが、こちらが出している証拠でございます。

それを裏付けるのが甲-8になっておりますけれども、給与所得の源泉徴収額の求め方ということになって、日額表の場合は乙表を使ってくださいねというのが国税のほうから指示が出ているものでございます。

今回請求した証拠にしている令和4年10月7日のものなんですが、これも同じく「答申手交状況」であって、手交した日が令和4年10月7日というふうになっております。

この手交を本当に行ったのかどうか。この会議自体が、令和2年下期からはWEBシステムによる会議なんですね。そこで意見を出し合いながらやっていて、ペーパーを果たしてどこで作ったんだということになるんですけれども、これが今、なぜそんなことになるのかな。これが、会議のところで、会議中に文書を作成して、そこで手渡しすれば問題はないんですけど、手渡し方法はないよねというのが、こちらの摘示していることでございます。

その後、次のページに、■■■時代は答申作成料2万円ですが、今回やはり2万5,000円に

して、上乘せをしているから、結局支払額が同じぐらいになるというふうな形になっている。

(8) 当該審議会構成員9名のうち会長だけに支給されている。9名、これは合議制でやっているんですね。合議制でやって、議事録を読んだんですけれども、皆さんいろんな意見を出し合っていました。ただ、事務局が中心になってそれを取りまとめているというのが、その議事録を読めばよくわかります。何で会長だけなのか。答申作成の労、かなりパワーがかかるので、その評価なのか。

ただ、私もこういうアドバイザーのことをやったり、いろいろ前職ではやったこともあって、その場合は、大体答申案とかそういうものは事務局が全部用意するんです。それで、それを見ながら、「これちょっと変えたほうがいいよ」とか、「この英文解釈間違えている」とか、そういうことで方向性を決めたり、たたき台を修正させたりですね。

結局、どういうことかといえば、市民情報課が事務局として下書きを用意して、それを1回、2回の審議会で、1時間、2時間程度で意見を出し合っ、たたき台を作って、それを清書しているんじゃないの。だから、御本人が、会長が、自ら文書、答申書とかそういうものを作っているのかどうかというのが、疑念だなというふうに思っているところです。

イにも書いていますが、今のコロナウイルス対策問題で、令和2年下期からは、こういう審議会とかはWEBで全部、9名のうち1人がたまに横浜市の役所に来る場合はあるけれども、ほとんどはWEBシステムでやっているというふうになっていて、もし、会長が自分でそれを作ったのであれば、どこで作っているんだと。

資料は、議事録をよく読んでみますと、事務局が、その会長の事務所なのか自宅なのかわからないんですけれども、そこにあらかじめ送っているとか、どうもそういうこともあって、それは守秘義務的な問題もあるのに大丈夫なのか、というのが疑念になっているところです。

弁護士事務所でも、大きな事務所の場合は、パラリーガルだとか、いろんな事務員の方、ある程度法律文書もわかる方がいるので、その方に託すこともあったり、例えば学者先生の場合は、自分のゼミの学生にそれを書かせたりすることも起こるんじゃないの。むしろ、横浜市役所の公務であるものをほかのところに持ち出してもいいのかというのが、今のところ一番の、答申書作成する方法を含めて、非常に疑いがあるということでもあります。

いずれにしろ、答申書作成というものがどれだけ会長に負担があるのか、委員に負担があるのか、そもそもそういう例規もないんだから、支払う根拠なんてあるのか、というのがこちらの摘示していることとございます。

甲-10に一応9名の方のメンバーシップを書いております。弁護士がいれば学校の先生もいる。そういう感じでございまして、この中で※会長だけというのもどうなんだろうなということでございます。

一応論点を整理してみますと、財務会計上の違法・不当公金支出があったのかということに対していえば、所得税法の科目に違法性があるのか。

ア。令和2年度より、源泉徴収も給与としての日額表、乙表を使った。令和2年度以前が謝金であった。これは原稿料だから10.21。これは仕分けをしたときに、確定申告をしたときに、雑費になるのか、雑所得になるのか、事業所得になるのか。給与とした場合が本当に正しいのか。

一番おかしいと思うのは委員会報酬、これも2万5,000円もらっているんです。それと同じく、答申作成料も給与として混ぜて出していることはないのか。ばらばらであれば、まだ帳簿仕分けも問題はないと思うんですけども、令和2年度より変えたこと自体が、これは国税法上の何か問題もあるんじゃないのかなど。もともと例規もないのに、そういう答申作成料を別に払うことをしてはいけないんだけど、たとえそれがあつたとしても、今のやり方は、所得税法上問題があるんじゃないかというのが今の論点整理の一番に挙げられます。

あと、支払いの根拠となる例規はあるのか。これは先ほども何度も申し上げております附属機関の設置及び運営に関する要綱、そこにも何も書いていませんねと。個人情報の保護条例、ここにもその成果物として答申作成のことを書いていませんね。横浜市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例、これによって、例えば彼らの場合には最大限度額4万9,000円、日額出せるんですよ。それ以外出すために何があるのかといえ、先ほど言ったそういう答申作成料とかいうのが、この非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の中には、一切そこにも書いてない。だから、どこにもありませんよねと。

(4)番、もう一ついえば、総務局行政マネジメント課及び労務課が、附属機関・懇談会に関する手引というものを、改正及び附属機関委員の報酬支払いの考え方通知というのを、総行第5229号、令和2年4月1日付で出しているんですよ。

どうもこの4番、今言った労務課とマネジメント課が書いたその支給、支払いの考え方とも、令和2年4月1日から発行したものと、先ほど言った所得税法上の日額表、乙表にしたのと何かリンクしているんじゃないのと。何で令和2年4月1日から変わったのかというのが、一番怪しいなというふうに思っているところです。

もう一つは、今までも述べましたけれども、124個の附属機関でどれだけ、答申書だとか意見書だとか、それで支払い実績があるのか。私が調べた中では、市民局のこの審議会のメンバーのところと、あと審査会というのがあるんですけども、審査会でも答申書というのにお金をペイしているんですね。それ以外のところは本当に聞いていないんですよ。そんなの出していない。

それが非常に不思議だということと、あとといえば、今124個というのを指摘しましたが、これ以外にも委員会とか審査会がもっとあるんです。例えば、指定管理業者の評価委員会とか、業者選定委員会とか、そういうところでも答申というか意見書を出すんですよ。あと、市民局が所管している個人情報保護第三者委員会、これも意見書を出すんですよ。そこでも出しているのか。市民局の中で、審議会と審査会だけの問題で、それ以外のところは出していないのか。それらをちゃんと調べないと、この答申書作成に係る支払いが正当性が本当にあるのかが一番問題なところではないのかなと思います。

あと、市民情報課での行政事務に不正があったか。先ほども指摘しましたが、「手交」と書いてあるんですね。「手交」というのは、ペーパーそのものを上司の人に手渡しをするんです。それを本当にしたのか。先ほども何度も言っていますが、令和2年度下期からはWEBシステムでやっている。本当に市役所に来て、そのペーパーだけを持ってきたんかいと。これも実際どうなっているのか、釈明を求めたいというふうに思います。

あと、会長だけの支給は妥当か。もともと会長には、委員会委員としてほかの委員よりも25%ぐらい上乗せになっているんです。ほかの委員は2万円で、2万5,000円、5,000円多いんですね。だから、上乗せになっていて、なおかつ、答申作成を出して、それにまた2万5,000円を払うの。これは重複支払いじゃないかというのが、最後のこちらの論点整理のサマリーになります。

この後、監査対象局からの意見書並びに資料が出されると思いますが、それを伺って、また意見を述べたいと思います。以上。

○藤野代表監査委員 それでは、よろしいでしょうか。

ただいまの陳述内容に関して、各委員から質問がありましたら、お願いいたします。

○■■■請求人 質問ないですか。

○藤野代表監査委員 よろしいですか。

(質問なし)

○藤野代表監査委員 それでは、特に質問もないようですので、聴取はここまでといたします。

す。

以上で請求人の陳述の聴取を終わります。

続きまして、関係局の職員の陳述の聴取を行います。

WEBカメラの向きを関係局の職員側に動かしますので、皆様しばらくお待ちください。

(WEBカメラ移動)

○藤野代表監査委員 また、事務局はカメラを動かし終えたら、請求人に対し、先にメールで送付している見解書のデータのパスワードを示してください。またしばらくして、パスワードを示した紙を外してください。では、パスワードを示した紙を。

(WEBカメラ越しにパスワードを提示)

○■請求人 はい、ありがとうございます。

○藤野代表監査委員 大丈夫でしょうか。

○■請求人 いいですよ。

○藤野代表監査委員 それでは、パスワードを示した紙を外します。

(WEBカメラ越しに提示したパスワードを下げる)

○■請求人 パスワードを開けました。出ました。

○藤野代表監査委員 それでは、関係局の職員の陳述を聴取します。

関係局の職員は、所属、補職名及び氏名を述べた上で、本件監査請求に関する見解を簡潔・明瞭に陳述していただくようお願いします。

○三島陳述人 市民局市民情報室長の三島圭介と申します。今日はどうぞよろしく願いいたします。以後は着座でよろしいでしょうか。

○藤野代表監査委員 はい、どうぞ。

○三島陳述人 ありがとうございます。私ども市民情報室では、情報公開ですとか、あとは個人情報保護ですとか、そういった事務の総括をしております。今回は私たちの事務に疑念を持たれてしまって、委員の先生方、事務局皆さんにお手数をおかけして、本当に申し訳ありません。以後、なるべく丁寧に説明させていただきたいというふうに思っております。

今も請求人の方からお話いただきましたが、今回の監査請求の趣旨は、我々が昨年10月7日の答申について支出した2万5,000円が、条例規則に根拠のないものであると。したがって、返還するべきだという御趣旨かと思えますけれども、これについては、ちゃんと根拠のある支出だというふうに思いますので、本件監査請求は速やかに棄却されるべきかなというふうに考えております。

以降、第2項で、まずは根拠規定がちゃんとしっかりあるんだということをお示ししたいと思いますが、資料として10枚ほど資料を出させていただいていますので、そちらも示しつつ説明させていただきます。

資料第1、これは関係法令集ですけれども、何の法律かは書いていませんが、これはおなじみの地方自治法の条文でございます。下のほう、マークが塗ってありますけれども、自治法の203条の2、下の第5項を御覧いただくと、報酬や報酬の額については条例で定めなさいということが定められております。

そして、同じく、裏面を御覧いただくと、先ほど■■■さんのほうからもこの条例については御紹介がありましたが、この条例の第3条第2項を御覧いただくと、日額4万9,000円を超えない範囲内で任命権者が定めるんだということが定められております。これが我々の審議会の先生方に適用されている条文ということでございます。

では、この第3条2項に基づいていくらとして決まっているのかというのが資料の第2、平成8年のちょっと古いペーパーですけれども、附属機関の委員の報酬改定についてということで、総務局長のほうで定めているものですが、こちら裏面を御覧いただくと、従前2万3,000円だった審議会の会長の報酬を、平成8年以降は2万5,000円にするよということが定められておまして、これが現在でも適用されているという関係でございます。

先ほど来、請求者の方もおっしゃっていましたが、日額が2万5,000円であるということについては、争いがないのかなというふうに思います。おそらく問題にされているのは、これは日額かもしれないけれども、この2万5,000円が答申作成に本当に当てはまるんですかというところを問題視されていることと思いますので、以後、資料3を使って御説明させていただきます。

こちらの資料3のペーパーも、先ほど請求者の方から御紹介ありましたが、附属機関の委員の報酬の支払いの考え方についてということで、総務局の行政マネジメント課と労務課の課長、兩名の名前で発出されている通知でございます。

こちらの下段ですね、第2項を御覧いただきたいんですけども、下線部を抜粋して読みますが、報酬は原則は会議の出席をもって支払うものですよと。だけれども、会議の開催日以外でも、委員が本市に対して役務を提供したことが客観的に判断できる場合については、報酬の支払い対象になることがありますよということが書かれてございます。

これを更に細分化したものが資料第5、Q&A集のような形でまとめたものなんですけ

れども、Q6-1「会議開催日以外に報酬の支払いができるか。」という問いにつきまして、墨付き括弧の上から2番目ですね、報酬支払対象と考えられる場合の例として、2番目のボツのところでは、「会議で一任された委員長等が審議資料や答申案の作成を行う場合」ということが具体例として列記されております。

ただ、ちょっと戻りますけれども、墨付き括弧の上の段落ですね。しかし、委員が役務を提供したと言えるかどうかについては、ちゃんと労務課に相談してくださいよということが記されております。各所管課の判断で勝手に支払うのではなくて、こういった場合が支払いの対象になるのかという点については、給与支払事務を統括する労務課のほうと協議した上でやってくださいということが定められております。

これを受けて、私ども市民情報課のほうから労務課のほうに説明に上がった、協議の際に使ったメモが資料第6でございます。右肩には「市民情報課担当者メモ」と書いておりますけれども、これは平成2年まで、この協議のときまでに、先ほど請求者の方から御説明のあった■委員の時代には、こういった形で支払っておりましたという現状の支払い的な内容になっております。

裏面の「その後」というところが3回続く——あまり文章としては美しくないかもしれないんですが——部分があるんですけども、審議会の中でたたいていただいたものを、2番目の「その後」になりますけれども、審議会の当日において修正版の了承が得られれば確定しますし、文言修正については会長一任ということになると、会長と事務局のほうで最終チェックを行って確定させております。

また、3番目の「その後」のところでは、審査会とは別日程で、答申に対する手交式を行いますというようなことを労務課のほうに説明して、こういうことについて報酬を支払おうと思っているんですが、いかがでしょうかということをお話を相談したということでございます。

ここから先がちょっとわかりづらいかもしれないんですけども、先ほど2万5,000円という報酬の額を決めるに当たっては、資料2でお示ししましたとおり、総務局長名の文書が出ておりますのではつきりしているんですけども、このときの協議の結果については、こういうことについては払ってください、こういうものは払ってはいけませんというような正式な文書は、残念ながら残っておりません。

ただ、ちょっとお戻りいただいて資料5、Q&A集の6-1を御覧いただきたいんですけども、こちらを見ると、報酬の支払対象にならない例、2番目の墨付き括弧のところなん

かでは、例えば委員が答申の提出等セレモニーに出席する場合なんかは、報酬の支払対象外ですよ。つまり、いわゆる手交式のようなものは、それは報酬とは認めませんという労務課さんの考え方が示されております。

一方で、先ほど申したとおり、会議で一任された答申の作成なんかは対象になるし、ただ、その場合は、ちゃんと役務の提供があるのかを客観的に確認してくださいということが考え方として示されているというものでございます。

これは、我々市民情報課の立場から協議は整っていますというふうに言っても、なかなか御信頼いただけない部分があるかもしれませんが、今日は隣に労務課長も参っておりますので、後ほど、必要に応じて補足のほうをさせていただきます。

以上のとおり、先ほど来 ■■■ さんがおっしゃっている原稿料の作成、答申作成という文言が……

○■■■ 請求人 名前を言っちゃいけない。

○三島陳述人 すみません。失礼いたしました。請求者の方がおっしゃっているように、答申の作成料という文言は確かに条例には出てこない。それはおっしゃるとおりです。しかし、条例の解釈の運用の手引として作られているQ&A集を見れば、今回の支出が根拠がないものではないんだということは、御理解いただけるかなというふうに考えております。以上が制度論の説明でございます。

以下は、では、今回市民局が支払った2万5,000円に、本当に審査会の会長の役務の提供があったのかということの説明させていただきます。見解書では第3項のほうに入らせていただきます。

今回の支出は、資料7ですね、個人情報保護に関する条例の改正についてという答申書の関係でございます。実は一昨年に個人情報保護法という法律の大改正がございまして、それを受けて、横浜市の個人情報保護条例も全部改正するという必要性がございました。それを受けて、審議会のほうにどういった改正をするのがふさわしいかということを諮問して、結果的にいただいた答申がこちらでございます。

この答申の22ページを御覧いただくと、「審議の経過」が記されてございます。令和4年5月25日に最初の会議が開かれて、以後4回にわたって答申案の検討が行われた。

この4回目の議事録が資料8として付けてございます。長い議事録の抜粋ですけども、10ページというところの一番下を御覧いただくと、※会長のほうの発言として、もう議論は出尽くしたぐらいに出ましたね、と。文言の修正のほうについては私のほうで確認して、

その上でこの答申案を承認ということによろしいでしょうかということで、これまでの議論を踏まえた最終的な確定は審議会の会長に一任しますということ、各先生方からお任せいただいたということで、このときの9月28日の会議が終わったということでございます。

このときの指摘を受けて、我々事務局のほうと会長のほうで相談いたしまして確定させた答申の変化点を資料9の形で説明させていただきます。

資料9は2枚ございますけれども、マーカー部分ですね。LGBTの問題につきまして、「多様性に富んでおり、どの範囲をもって性的少数者の情報とするかは極めて困難と言わざるを得ない。」という文言について、一部の委員から疑義が示されたことがございました。

そこで、2枚目を御覧いただくと、「グラデーション」というものを新たに加えて、「グラデーション」ともいわれるように多様性に富んでおり、「性的少数者」の範囲についても定まった見解がないのが現状である。」というような形に最終的にまとめて、これにて答申を確定というふうにした経緯がございます。

これを御覧いただくと、変化した部分のボリュームは確かにそれほど大きなものとは言えないかもしれませんが、ただ、審議会の会長というのは、別に何文字当たりいくらというような形で報酬が設定されているものではございません。こういったLGBT等の人権問題の絡むデリケートな関係について、審議会の議論を踏まえて、どのような文章表現であれば審議会の問題意識を的確に表現できるのかということを検討するのは、特に他の先生方から一任されたというプレッシャーの中でこういったことを検討するのは、相当負荷がかかる仕事だったんだろうなというふうに、恐れながら推察しているところでございます。

しかも、この際の会長による答申の確認というのが審議会としての最後の確認でありますので、場合によっては、ここをいじることがほかの箇所に変化を及ぼすことがあるかもしれませんし、それ以外にも、何か修正すべき点が本当はないのかということも最終的に御確認いただくというようなことも、答申のたびにお願いしているのが現状でございます。

こういった労力の提供、役務の提供が、まさに資料5、Q&Aでいうところの「会議で一任された委員長等が審議資料や答申案の作成を行う場合」に該当するんだというふうに我々は判断いたしましたし、また、労務課のほうで、支出が可能な場合として示す会議と同等の役務を提供したことが客観的に説明可能な場合に該当するんだというふうに判断したからこそ、本件支出に至ったというところでございます。

なお、9月29日、審議会の会議の翌日に、そこら辺の修正作業のほうは行ったものなん

ですけれども、実際に会長が何時から何時まで労力を提供したのかということの客観的な証拠というものは、存在いたしません。

ですから、もしかすると、事務方のほうが勝手にやったんじゃないかと。事務方のほうが勝手にやっておいて、会長にはお金だけ払ったんじゃないかというふうに疑念を持たれることももしかしたらあるかもしれませんが、ただ、こういうふうに会長に一任されたケースについて、我々市民情報課の事務局が、会長に、独断で修正するようなことはあり得ないということは断言させていただきます。もし、そのようなことがまかり通れば、審議会の先生方と事務方との信頼関係は破綻して、審議会制度自体が維持できなくなってしまいます。したがって、ここは経験則からいっても明らかだというふうに信じていただきたいというふうに考えておるところでございます。

したがって、まとめますと、本件支出は、既に申したとおり、根拠規定のあるものですし、また、審議会会長による役務の提供についても、客観的な証拠及び経験則からいって明らかということで、支出自体不当ということはないというふうに考えております。

あと、請求者の方が、9人の合議制の組織なのに、何で会長にだけ支払うんだということも御指摘いただきましたけれども、今お話しした経緯から、実際に審議会の会議日以降に役務の提供があったのは会長だけということですので、特におかしなことではないというふうに考えております。

以上で第3項の説明を終了させていただきます。

あと、今更、申すまでもないことかもしれませんが、今回の監査請求は、あくまでも本件支出、令和4年10月の支出に関するものですから、かつての原稿料等の支出がどうだったのかどうか、原稿料としての支出を報酬としての支出に変えたことがどうだったのかということは、住民監査請求の今回の対象ではないかなというふうに考えますので、詳細は差し控えます。

だから、もしかしたら、ここから先は余談かもしれませんが、一応申しますと、かつての原稿料としての支出を報酬に転換した、報酬としての支出に変えたというのは、事実でございます。

詳細は把握していませんけれども、やはり答申の作成というのは、あくまでも審議会の委員としての仕事なんだろうと。原稿料というと一般的な原稿料の支出になってしまうので、それは支払方として、審議会の報酬を適用するほうが適切じゃないかというような指摘が内部でもあったというふうに聞いております。

そういった支払名目を原稿料から審議会の委員としての報酬に切り替えたことによって、適用される税率が異なるのもまた何らおかしいことではありませんので、税法上の問題もないというふうに考えております。

最後に、他の審議会ではこういった支出はしていないんじゃないかというような御指摘をいただきまして、私も他の審議会を全部承知しているわけではありませんので、いくつの審議会ですべては払っていますよとは言えませんが、先ほどお示ししたQ&A集の中でも、会議の日以外に報酬対象の支払いになる1つの例として答申作成料というものが挙げられていることからすると、それほど極めて珍しい、異例な支出というものではないんじゃないかなと考えておりますし、仮にその数が少なかったとしても、審議会それぞれに御事情があるでしょうし、我々の審議会のように、会議でまとまりきれなかった部分を審議会会長に一任し、その会長が知恵を絞って答申を作っていた。そういった事実がある以上は、それに対する支出が違法になることはないというふうに考えております。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤野代表監査委員 陳述は終わりですか。

○三島陳述人 何か補足があれば。

○藤野代表監査委員 特によろしいですか。

○久米陳述人 はい。

○藤野代表監査委員 それでは、関係職員の陳述は終了ということで、ただいまの陳述内容につきまして、各委員から質問がありましたら、よろしくお願いいたします。

今カメラを動かしていますので、お待ちください。

(WEBカメラ移動)

○藤野代表監査委員 それでは、質問がありましたら、よろしくお願いいたします。はい、高品委員。

○高品監査委員 それでは、市民局に質問いたします。請求人提出の事実証明書の甲-9号証、「支出命令 答申作成報酬 内訳」は、市民局で作成された資料の写しのようですが、その中で、答申作成完了日は令和4年9月28日とあります。先ほどの御説明の中では、9月28日の審議会の翌日である9月29日に、会長に相談した上で答申を完成させたとのことでしたが、この日付の差異について教えてください。以上です。

○三島陳述人 市民情報室の三島から御説明いたします。申し訳ありません。これは誤記です。申し訳ありません。最後の審議会の開催日をここに表示してしまったようです。実際に

は、先ほど申したとおり、28日の段階では決めきれませんでしたので、29日に相談して決めさせていただきました。表現上の誤りがありまして、申し訳ありません。

○藤野代表監査委員 ほかに何か御質問等ございますか。よろしいですか。

(質問なし)

○藤野代表監査委員 それでは、特に質問もないようですので、質疑はここまでといたします。また、今後、監査を行う上で必要な事項について、関係局の職員に対し、書面の提出をお願いすることがありますので、よろしく願いいたします。

以上で、関係局の職員の陳述の聴取は終了いたします。

WEBカメラを動かしますので、皆様、しばらくお待ちください。

(WEBカメラ移動)

○藤野代表監査委員 それでは、最初に申し上げましたとおり、請求人はただいまの関係局の職員の陳述について、5分以内で意見を表明することができます。ただし、質問することはできません。最後に意見表明を希望されますか。

○■■■請求人 やりますよ。

○藤野代表監査委員 それでは、意見表明をお願いします。

○■■■請求人 監査請求書にも記載しましたが、法制課でやっている行政不服審査会における答申、これは令和4年度だけでもかなりの件数があるんですが、これについては、行政不服審査会担当のほうから、支払っていないと。これの内容というのはかなりボリュームが多いんですよ。一件一件かなりケースが違う。健康福祉局の不服審査もあれば、区役所での戸籍謄本を出した出さないの不服審査もあれば、ケース、ケースですごいパワーがかかるものなんです。それであっても答申代を出していない。

ところが、今回の対象物であるもの、先ほど三島圭介さんが出していたものを見てみると、かなり内容的には、非常に薄いんですよ。そこからいくと、なぜそんなに違いがあるのかなと。三島圭介さんは、去年までは法制課で、5年間ぐらい課長さんをやっていた。当然、行政不服審査のこともよく御存じだ。どれだけエネルギーがかかるかというのもわかっているのに、なぜ、そのときにはお金を払わない。今は■■■さんが会長なんですが、払っていないので、今回のケースだけ2万5,000円を払ったのというのは、非常に不思議なところですよ。

私のほうもあちこち調べました。やっぱり出してないんです。何で市民局だけがそうになっているの。提示いただいた今回の監査対象物、答申書、こちらも全部調べました。調べた中、

今見せてみますと、(パソコン画面越しに提示) これなんですけれども、「答申に当たって」というのを ■※■さんが書かれています。これは令和4年10月7日付で出しておられるんですよ。本人が多分書かれたなと思うのは、この表紙のデジタル化社会の何たらかんたらという、これが御本人が書かれたやつじゃないのかなと思います。

このボディというか、本当の答申の中身というのは、先ほども申しましたが、事務局のほうがかかなり練っている。私のほうは、この対象物、答申の中も当然全部読みました。かつ、三島室長がおっしゃった、こういう議事録も全部読みました。どういう背景で、どんな議論をして、9人の意見がどれだけ飛び交ったか、それに対して事務局がどういう対応をしたか、全部読みました。

それを読んだ限りにおいては、本当に9名の委員、■※■弁護士は最終的には答えを取りまとめたのかもしれないんですが、同じレベルで議論をされていた。最終的にボディを作ったのは、事務局の市民情報課の課員ではないのかなということでございます。

今回御説明いただきましたが、かなり内容が交錯していて、こちらも聞いていてよくわからない。やはり中身を精査しながら、別に、今回の市民局の見解に対する意見は別途したため、ペーパーでお出ししようかなと思います。

先ほど御紹介いただいたとおり、本当に根拠がないということは明らかなんですよ。書いたものがないわけですから、明らかである。ただ、傍証的にはやってもいいようなニュアンスでは説明されましたけれども、見解書と附属資料をよく読んで、意見を別途申し上げよういたします。

よろしいです。

○藤野代表監査委員 意見表明はただいまをもって終了といたします。

○■請求人 はい。それで、意見書はいつ送ればいいですかね。

○藤野代表監査委員 さらに、今そちらから意見表明がしたいということですので、それは書面にて事務局宛てに、持参又は郵送にて提出してください。監査の日程の都合上もありますので、3月20日、月曜日必着で、事務局に御提出をお願いします。よろしいでしょうか。

○■請求人 20日ね。いいですよ。

○藤野代表監査委員 すみません。顔が映っていないので。

○■請求人 失礼しました。えっ、うそっ。ちょっと待ってね。全表示……、顔が映っていない。私の顔が映っていないですかね。あー、オーケー、今、画面変えたからだ。はい、すみませんね。映りましたか。

- 藤野代表監査委員 はい。今の提出書類の期限等につきまして、よろしいですね。
- 請求人 いいですよ。
- 藤野代表監査委員 では、それをお願いします。
- 請求人 はい。
- 藤野代表監査委員 それでは……
- 請求人 あれっ、今、後ろでアドバイスされたのはどなたなの。
- 藤野代表監査委員 ちょっと時間を確認しただけです。
- 請求人 あ、そういうことね。
- 藤野代表監査委員 それでは、ただいまをもちまして住民監査請求に係る陳述の聴取を終了いたします。皆様、どうもお疲れさまでした。

WEB会議システムを終了させます。

また、関係局の職員、速記者の皆様は御退室願います。

監査委員の皆様はそのままお待ちください。よろしく願います。

(関係局の職員・速記者退室)

午後3時27分閉会

HTR 2303014

令和5年3月15日

横浜市代表監査委員
藤野 次雄 殿

補助機関 原課
横浜市監査事務局監査部監査管理課
課長 尾崎 太郎 殿

請求人

見解書に対する意見書

住民監査請求（横浜市職員措置請求書）（令和5年2月16日受付）收受番号64号に監査対象機関 総務局、市民局が提出した見解書及び資料（令和5年3月13日付）に対し意見書を提出する。

記

第1 意見書の主旨

- 1 総務局、市民局の見解書等は事実に対して曲解がある。
- 2 これを事実認定した場合、誤った監査結果となる。
- 3 見解書の決裁部局は市民局だけであり、併記した総務局分は主張の担保がない。
- 4 見解書の総務局分は作成した市民局市民情報課側の都合によるものである。
- 5 住民監査請求の請求人の主張に対して認否をしていない。
 - (1) 法的拘束力のある条例、施行規則、規則、規程の例規への答申料支払の記載
 - (2) 総務局法制課が事務をする横浜市行政不服審査会長への答申料の不払いのこと
- 6 監査委員は地方自治法第199条第8項を直ちに行使し、監査対象局及び監査対象人 弁護士 ※ 殿の出頭を求め、事実検証及び真正な評価をすることを求める。
 - (1) 労務課通知の要件である市役所における所定の審議会開催日以外で市役所で勤務した客観的な証拠の確保。
期間 令和4年9月28日から令和4年10月7日の会議開催、出勤記録
令和4年10月7日にしたとされる手交式にかかる対面者、場所、時間
 - (2) 令和2年度以降の答申作成報酬額（25,000円）決定にかかる労務課との調整結果の文書。
(令和2年7月14日に行った答申作成謝金 20,000円の相当するもの)
- 7 本件請求は、理由があり職員措置について勧告することを求める。

地方自治法第199条第8項（抜粋）

監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

第2 見解書への意見

監査対象局からの見解書及び資料を対照しながら意見書とする。

- ・見解書及び資料は黒枠で表示する。
- ・請求人の関連資料は赤枠で表示する。
- ・請求人の意見は【請求人意見-採番】で記載する。

1 結論

見 解 書

令和5年3月13日

総務局

市民局

1 結論

本件監査請求の趣旨は、令和4年10月7日の答申に係る25,000円の報酬額の支出（以下「本件支出」という。）につき、関係職員等が横浜市に支払うことを求めるものと思料しますが、次の理由から、本件請求は速やかに棄却されるべきものと考えます。

【請求人意見-1】本件請求は、理由があり職員措置について勧告するべきものである。

- 2 総務局と市民局が併記となっているが、この意見書の作成・決裁は市民局市民情報課だけであり、総務局としての意見書として作成、決裁されていない。

検索結果

文書名テキストリンクをクリックすると、文書の詳細情報をお照会できます。

1. 文書件名：[住民監査請求に基づく監査に係る見解書について](#)

作成年度：令和4年

文書番号：市市情第2599号

文書保有課：市民局市民情報室市民情報課

保存期間：10年

供覧・決裁完了年月日：令和5年03月10日

文書保有課

市民局市民情報室市民情報課

作成年月日

令和5年03月09日

供覧・決裁完了年月日

令和5年03月10日

2 本件支出の根拠規定等（総務局）

2 本件支出の根拠規定等（総務局）

監査請求人は、措置要求の要旨第4項及び事実証明書第1第2項(1)において、答申の作成に報酬を支出する根拠規定が横浜市の例規にないため、本件支出については不当である旨主張しています。

附属機関の委員等の特別職の公務員の報酬額等については、条例で定めるべきこととされています（地方自治法第203条の2）。（資料1）

横浜市個人情報保護審議会の委員の報酬は、「横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例」（以下「報酬条例」という。）第2条第24号の「前各号以外の非常勤の職員」に該当し、「日額49,000円を超えない範囲内で任命権者が定める。」額となります（報酬条例第3条第2項）。（資料1）

本審議会の委員の報酬について、市民局市民情報室市民情報課（以下「市民情報課」という。）と総務局人事部労務課（以下「労務課」という。）が協議を行い、会長の勤務1日あたりの報酬は25,000円と決めました。（資料2）

Sheet1

委員報酬所別別項統一表

氏名	所属機関等の名称	職名	現行		改正	
			区分	報酬額	区分	報酬額
総務局	横浜市個人情報保護審議会	会長	1日額	23,000円	4.4.1	25,000円
		委員	9日額	17,000円	4.4.1	20,000円

総務局
各局長 様



総務第304-1号
平成8年2月20日

総務局長

附属機関の委員等非常勤特別職員の報酬改定
について（通知）

このことについて、別紙のとおり改定いたしましたので通知いたします。

【請求人意見-2】 委員報酬にあつては、本件請求で妥当としている。

2 資料2は、平成7年度通知であり、令和4年度での社会経済環境からして更新をしていないのが老婆心ながら気になる。

総務局で発出している、「附属機関・懇談会に関する手引」等の改定及び附属機関委員の報酬支払いの考え方について（通知）（令和2年4月1日総行第5229号）（資料3）、「附属機関・懇談会に関する手引」P10（資料4）及び「附属機関・懇談会に関する手引Q&A」P13（資料5）で、報酬は、附属機関の会議への出席のほか、「会議で一任された委員長等が審議資料や答申案の作成を行う場合」にも報酬の支払い対象となる場合がある」と解説しており、報酬の支払い対象となる場合は労務課に協議するように記載しています。

【請求人意見－3】 この通知の手引きは、附属機関の会議開催日における委員らの時間拘束にかかる日額としての委員報酬の取扱いを示しているものであり、直接 答申書、意見書、評価書等の原稿作成作業の実務に相当する役務を成果物としているものではない。例えば、提出原稿の文字数、内容の委員長としての独自性など労力を評価したものでなく、単に時間として扱われているだけである。

事実証明書第1第3項（1）には、「総務局での承認がないこと」になるとの主張がありますが、横浜市個人情報保護審議会の会長について、「一任された委員長等が答申案を作成する場合」として報酬を支払えるか否かについては、令和2年7月に市民情報課から相談を受け、原則は審議会等の出席をもって報酬を支払うが、答申作成等に関連した報酬の支払いは、会議と同等の役務を提供し、かつ客観的に勤務したことが判断できる日に支払いの対象になりうるとし、所管課（市民情報課）で対外的な説明ができる場合には、支払いの対象となる場合がある旨を回答しています（資料6）。市民情報課との協議は以上であり、個々の支出に当たっては関与しておりません。

【請求人意見－4】 「一任された委員長等が答申案を作成する場合」は単なる例示の一つである。

資料5のQ6-1に記載のとおり合議体として審議等を実施する会議を勤務日として支給しており、原則会議を設けない場合は報酬を支払うことはできません。しかし、委員が「役務を提供し、かつ客観的に勤務したことが判断できる日」について支払の対象になる場合がありますので、労務課へ相談してください。

とあり、これも日額（時間拘束）にかかる委員報酬に相当する。

【請求人意見－3】でも指摘している原稿料作成の労務の評価ではない。

資料5のQ6-1 抜粋

6 報酬について

Q6-1 会議開催日以外に報酬の支払いができるか。

地方自治法第203条の2に、「審議会及び調査会等の委員その他の構成員の報酬」についての規定で、「報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。」とあるため、委員報酬は、合議体として審議等を実施する会議を勤務日として支給しており、原則会議を設けない場合は報酬を支払うことはできません。

しかし、委員が「役務を提供し、かつ客観的に勤務したことが判断できる日」について支払の対象になる場合がありますので、労務課へ相談してください。

【報酬支払対象と考えられる例】

- ・審議に向けた調整（論点整理や進め方の協議等）のため委員を集め会議を行う場合
- ・会議で一任された委員長等が審議資料や答申案の作成を行う場合

【報酬支払対象とならない例】

- ・事前説明等のため委員全員を招集する、又は委員を個別に訪問する場合
- ・委員が答申の提出等セレモニーに出席する場合（交通費は費用弁償として支給可）

【請求人意見-5】資料5の報酬支払対象と考えられる事例の列記であるが、定められた合議体における意見等を討議する既定の審議ではなく、その準備のためにアドホック的に構成員を集めた会議を指している。

その例として、委員長らが事前に準備する必要があった際の審議資料や答申案のたたき台を作成する時間を指しているものに過ぎないことの証左である。

2 当然、客観的に勤務したことが判断できる日の立証責任は、市民局市民情報室市民情報課にある。

本件請求により監査が実施されたことにより、監査委員が地方自治法第199条第8項を行使し、監査対象局職員及び監査対象人の審議会会長 ※ 弁護士に対して、出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求める実態の解明が必要なところである。

令和2年7月14日

市民情報課担当者メモ

横浜市個人情報保護審議会の答申作成に対する報酬支払に係る相談

1 審議会の概要

- (1) 設置根拠及び審議内容： 横浜市個人情報の保護に関する条例第58条に基づき設置された市長の附属機関です。審議会は、条例に基づき市の個人情報保護に関する各種事項を審議するほか、個人情報保護に関する市の報告事項について必要な意見を述べることであります。

※参考 横浜市ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gosei-kansu/joho/hogo/hogoshingikai/shingikai.html>

- (2) 審議会開催日時： 毎月最終水曜日 午後2時～5時（4月・8月・12月は休会）
- (3) 審議会委員の構成： 9名（弁護士2名、人権擁護委員1名、公認会計士1名、学識経験者等5名）。現在の会長職には、弁護士が就任
- (4) 任期（第11期）： 令和2年6月1日から令和4年5月31日まで（2か年）
- (5) 委員報酬： 審議会開催毎に 会長 25,000円（日額）、委員 20,000円（日額）
【報酬額の根拠】平成8年2月20日総務局長通知（総労第394-1号）
- (6) 審議内容： 実施機関が、本人以外からの個人情報の収集（第8条）、実施機関以外に対する個人情報の目的外提供（第10条）、個人情報を取り扱う事務における電子計算機処理の開始（第12条）、個人情報を取り扱う事務における実施機関以外との電子計算機の結合（第13条）、個人情報を取り扱う事務の委託（第14条）などを行う場合に、あらかじめ審議会の意見を聴くことと規定されています。
- (7) 審議案件数（過去3年）

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和元年度	—	6	9	11	—	7	7	10	—	8	11	14	83
30年度	—	6	5	7	—	6	7	3	—	9	8	9	60
29年度	2	2	2	4	—	6	5	3	—	4	3	4	35

2 実施機関からの諮問に対する審議会の「答申」について

上記1(6)に記載した通常の審議内容に加えて、次の事項に該当するときには、審議会として意見をまとめた「答申」を作成し、実施機関に交付します。

- ・市の保有個人情報の取り扱いに係る是正の申出があったとき(条例第52条)
- ・個人情報の保護に関する重要な事項について、市から諮問を受けたとき(条例第58条)

答申を交付する案件は、市民からの是正の申出がなされた場合、重大な個人情報の漏えい事故が発生して再発防止策について意見を聴く場合、法律が制定又は改正されたことに伴い条例を改正する必要が生じ改正案について意見を聴く場合など、外的な要因により突発的に生じます(予測困難)。

答申を交付する案件が発生した場合、事務局が答申のたたき台を作成して、当該たたき台について会長(弁護士)に審議会前に別途で時間(1～2時間程度)をいただいて内容を事前に御覧いただき法的検討及び文言添削をしていただいています。

その後、審議会当日において当該たたき台について各委員から意見をいただき、後日、その意見を踏まえて答申の修正版を事務局で作成します。当該修正版についても、会長に審議会前に別途で時間(1～2時間程度)をいただいて内容を事前に御覧いただき法的検討及び文言添削をしていただいています。

その後、審議会当日において当該修正版について各委員の承認を得られれば確定しますが、細かな文言修正については会長に一任していただき、事務局と会長で最終チェックを行います。

その後、審議会とは別日程(※都度、会長と調整)で、会長のみご来庁いただき、答申を実施機関に手交する手交式(30分程度)を行います。

手交式の後、答申作成の謝金として、1件あたり20,000円を会長に支出しています。

【支出科目】一般会計歳出第3款1項1目 市民総務費
(事業コード 13-1-1-01 個人情報保護推進事業)
第8節 報償費 08(01)
支払調書にて支払い

<答申の実績(過去5年)>

令和元年度： 1件(是正の申出についての答申)

平成30年度： なし

平成29年度： 2件(マイナンバーカードの紛失事案に係る再発防止策についての答申、横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正についての答申)

平成28年度： 4件(是正の申出についての答申)

平成27年度： 1件(社会保障・税番号制度の導入に伴う特定個人情報保護に関する条例の整備について)

※参考 横浜市ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansu/icho/hogo/hogoshingikai/shingikaitoshin.html>

【請求人意見－6】市民情報課のどの職員が、どこの部署のどの職員と相談、協議したのかが不詳であり、公文書（横浜市でいう行政文書）として有効ではない。

内容については、おおむね実態に即している。

2 会長職については、令和2年7月14日時点では弁護士 ※
██████ であることに相違はない。

令和2年5月31日付で前任の弁護士 ██████ が解嘱をされ、同年6月24日の施行された第182回横浜市個人情報保護審議会で委員らの互選により、会長に任じられたものである。当該審議会では、会長は弁護士 ██████、弁護士 ██████、弁護士 ██████、弁護士 ██████、そして現在の弁護士 ※ ██████ が歴代就任している特異な審議会である。

【請求人意見－7】実施機関からの諮問に対する審議会の「答申」について

上記1(6)に記載した通常の審議内容に加えて、次の事項に該当するときには、審議会として意見をまとめた「答申」を作成し、実施機関に交付します。

・市の保有個人情報の取り扱いに係る是正の申出があったとき
(条例第52条)

・個人情報の保護に関する重要な事項について、市から諮問を受けたとき (条例第58条)

が、答申作成料の根拠にしている節があるが、当該審議会の機能には、これが審議会における職務であり、委員報酬の中に組み込まれている。

従って、会長の月額25,000円 他の委員の月額20,000円の中の範疇である。

会長には、既にインセンティブとして、他の委員より25%多い5,000円が上乘せされているものであり、更に、答申書作成として令和2年7月14日の相談した謝金としての20,000円、監査請求対象の令和4年10月7日の報酬としての25,000円は、重複した不正な支出である。

当該審議会の機能を記述した横浜市WEBサイトを添付する。

9頁赤枠

条例に基づき、次の場合に審議を行い、意見を述べることができます。

- ・市が公益上の必要性に基づき、本人以外から個人情報を収集しようとするとき（第8条）
- ・市が公益上の必要性に基づき、思想、信条、宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集しようとするとき（第8条）
- ・市が公益上の必要性に基づき、個人情報を利用目的以外のために市の外部に提供しようとするとき（第10条）
- ・市が個人情報を取り扱う事務について、新たに電子計算機処理を開始しようとするとき（第12条）
- ・市が公益上の必要性に基づき、思想、信条、宗教等の個人情報を電子計算機処理しようとするとき（第12条）
- ・市が公益上の必要性に基づき、個人情報を取り扱う事務について市以外のものと通信回線その他の方法により電子計算機の結合を行おうとするとき（第13条）
- ・市が個人情報を取り扱う事務を新たに市以外のものに委託しようとするとき（第14条）
- ・市が保有する1,000人以上の個人情報を検索することができる個人情報ファイルの概要のうち、記録項目の一部、収集方法、提供先を非公表しようとするとき（第19条）
- ・市の保有個人情報の取り扱いに係る是正の申出があったとき（第52条）
- ・個人情報を著しく不適正に取り扱っている事業者に対し、市長が行った勧告に従わなかった場合にその旨を公表しようとするとき（第57条）
- ・上記のほか個人情報の保護に関する重要な事項について、市から諮問を受けたとき（第58条）
- ・上記のほか個人情報の保護に関し審議が必要と認める事項があるとき（第58条）

事実証明書第1第3項（6）には、横浜市の例規に欠陥があるとの主張もありますが、**横浜市は通知等の中で定め、一律の運用をしています。**

事実証明書第1第3項（1）には、この支出につき行政マネジメント課が不知であることを問題視する記述がありますが、協議先は労務課であるため、問題はありません。

【請求人意見－8】 特定部署名宛の個別通知は例規に値しない。

内部の文書であり、法的効力はない。

法的効力があるのは、国の法令、居住地の地方公共団体がした条例、施行規則、規則、規程等、公告として横浜市市報及び横浜市例規集等で公開されているものに当たる。

通知等は、総務省が国の行政機関や地方機関に保有する公文書（行政文書）の目録を公開するようにしているが、それに該当していない。

市民が把握するには、情報公開条例に基づく開示請求をしているのが現状である。

一部の部署では、要綱、要領、通知等については、任意で内容を提供しているが、総務局人事部労務課は、そのサービスを行っていない。

財務会計上のことでもあり、違法、不当な支出を市民が把握すし、立証するには大きな障害となっていると指摘する。

2 ここで、一律の運用との文言がある。

そうすると、横浜市にある附属機関、第三者委員会、指定管理者評価委員会等々も含まれることになる。

請求人が把握している答申料作成は、市民局市民情報室市民情報課が事務をする横浜市個人情報保護審議会と横浜市情報公開・個人情報保護審査会の2箇だけである。

総務局人事部労務課に対して、他附属機関等の答申書作成の状況の提示を求める。

行政マネジメント課の不知については、請求人は、情報開示請求を市長名宛（市長部局）にした。

当該通知は、行政マネジメント課と労務課が発箇しているものであり、情報開示担当窓口の市民情報課が、開示担当課と相談開示決定通知及び開示実施の際、行政マネジメント課と労務課が同席すれば足りるものである。

今回は、行政マネジメント課の担当係長他職員だけであり、担当した市民情報課での不手際である。

例えば、他の局 こども青少年局、医療局、総務局でも総務課では、開示物によっては、他の局の担当課も同席しているものである。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の解釈・運用の手引 第14条（事案の移送）の不手際である。

同一実施機関内等における決定担当課の変更	(6) なお、同一の実施機関内においても、開示請求に係る行政文書を保有する課（以下「文書保有課」という。）と当該行政文書を作成した課が異なる場合、あるいは各区において同種同一事務・事業を執行しており、当該同種・事務事業を統括する課が存在するような場合において、当該事務事業に関する開示請求が複数の区に対して同時になされ、統括する局で統一的な基準で開示決定等を行うことが必要とされるなど、文書保有課以外の課が開示決定を行うことにつき正当な理由があるときは、実施機関が異なる場合と同様に対応するものとする。この場合には、開示請求者に対し、決定を担当する課が変更された旨の通知を行う必要はない。
----------------------	--

3 本件支出の具体的説明（市民局）

3 本件支出の具体的説明（市民局）

本件支出は、令和4年10月7日付の答申「横浜市個人情報の保護に関する条例の改正について」（資料7）の作成に係るものです。この答申に至る審議経過は、同答申22ページに記載のとおりです。令和4年5月から、審議会において4回にわたり審議し、令和4年9月28日の審議会において内容はおおむね固まったものの、詳細については審議会の会議の場では決めきれない部分がありました。

【請求人意見－9】請求人が令和4年5月からの審議会の議事録を検分すると、実際に答申が、おおよそ完成をしたのは第202回 横浜市個人情報保護審議会令和4年8月26日（金）午後2時から午後3時までであり、答申案は予め事務局たる市民情報課が9名の委員らに配り終えているものである。

事務局が、市民からの意見と、答申案の資料を説明したのから始まり、1時間のうちに大枠が決まっていた。

ところが9月の第3回市会定例会の常任委員会で報告することになり、事務局が提案した第203回 横浜市個人情報保護審議会令和4年9月28日（水）で事務局の答申案の文言の一文を
 ■■■委員からの変更提案があっただけである。

第202回 横浜市個人情報保護審議会会議録	
議 題	1 会議録の承認 2 審議事項 (1) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う横浜市個人情報の保護に関する条例の改正について（諮問） 3 その他
日 時	令和4年8月26日（金）午後2時から午後3時まで
開催場所	市庁舎18階共用会議室 みなと14
出席者	※ 会長、■■■委員、■■■委員、■■■委員、■■■委員、■■■委員、■■■委員、■■■委員、■■■委員 委員（全員WEB会議により参加）
欠席者	■■■委員
	<p>（※会長） それでは、本日の審議事項の審議に入ります。</p> <p>案件1「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う横浜市個人情報の保護に関する条例の改正について」の御説明をお願いします。</p> <p>（事務局） 7月に行いました意見募集に寄せられた御意見と、それに対する考え方について、お手元にお配りしている答申案等に基づき、御説明いたします。</p> <p>（事務局） <資料に基づき説明></p> <p>（※会長） ただいま御説明がありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。</p> <p>（※会長） 答申案の9ページ2行目に「行政機関等匿名情報」とありますが、「行政機関等匿名加工情報」が正しいのではないかと思います。</p>

(事務局) 役人に対する不信感がある方もいる中で、我々だけでなく、委員の皆様がチェックしていることで安心感を与えている部分が大いなのだなど、改めて感じました。だからこそ、法律上審議会の設置は必須ではないと言われていますが、特に大事なことについては引き続きアドバイスを頂きたいと思っております。

なお、この条例案は12月の令和4年第4回市会定例会で諮ります。検討が順調に進みましたので、9月に行われる第3回市会定例会の常任委員会でも、現段階での検討について事実上の報告をします。

(※会長) 委員は、答申案について何か御意見はございませんか。

(委員) 特にはございません。

(※会長) 答申案の確定までには、もう1回審議会で検討を行う程度の時間的な余裕があるのですか。

(事務局) 議会の正式な審議が12月になります。不可能ではありません。

(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思えます。

次回の日程でございますが、9月28日水曜日午後2時から、本日と同じくWEB会議での開催となります。申し訳ございませんが、WEB会議システムの接続確認のため、開始の15分前にはWEB会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

本日はどうもありがとうございました。

(※会長) それでは閉会とさせていただきます。

資料8 第203回横浜市個人情報保護審議会会議録による市民局の主張

日時	令和4年9月28日(水) 午後2時から午後4時まで
開催場所	市庁舎18階共用会議室 なみき18・19
出席者	※会長、委員、委員、委員、委員、委員、委員、委員、委員 (全員WEB会議により参加)

(6)【案件6】個人情報の保護に関する法律の改正に伴う横浜市個人情報の保護に関する条例の改正について（諮問）

(※ 会長) 次に案件6「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う横浜市個人情報の保護に関する条例の改正について（諮問）」の御説明をお願いします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(※ 会長) ただいま御説明がありました案件6につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思ひます。前回の議論がよく反映されていると思ひます。それ以外に何かありますか。

(委員) 色々と事務局の苦勞が見えると思ひます。「2 条例要記箇個人情報について」のLGBTについて述べている箇所で、「2 検討及び結論」の部分の結びの言葉に、「性的指向や性自認が多様性に富んでいて、性的少数者の情報とするかは極めて困難」と書いてあります。「どの内容を性的少数者の情報とするか、現時点で定見がない」とか、「一定の見解がない」という書き方のほうがよいのではないかと思ひます。

(事務局) 述べたい内容は正に先生の仰るとおりです。「困難と言わざるを得ない」で結んでしまうと、「難しいから考えるのをやめてしまった」のように捉えられる可能性があるので、表現については検討します。

(※ 会長) 意見については、前回、出尽くしたぐらいに出しました。委員からの指摘については、修正の文言を私のほうで確認します。その上でこの答申案を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(※ 会長) それでは承認といたします。

【請求人意見－10】第203回横浜市個人情報保護審議会令和4年9月28日（水）

は、午後2時から4時の2時間の枠があったが、他の審議事項が5件、事務局からの報告が11件、その他が4件と多数の項目があり、答申案の審議は僅かな時間であった。

答申案にあつては委員からの文言の一文の変更提案があつただけである。

そのため、最終的な文言修正及び答申の確定については、会長に一任することが決定されました（資料8）。この決定を受け、さっそく翌日に市民情報課が※ 会長に相談した上で、答申を完成させました（資料9）。

資料9のうち、一枚目が審議会時点の案、二枚目が確定版で、変化部分にマーカーを付しています。変化部分の量は、大なるものとはいえないかもしれませんが、LGBT等のデリケートな問題について、審議会での議論を踏まえ、どのような表現であれば審議会としての問題意識を的確に表現できるかを考えることは、特に、他の委員から信頼され会長に一任された中での検討であることを踏まえると、相当な負荷がかかることは間違いありません。

しかも、この際の会長の答申の確認は、審議会としての最後の確認になります。資料9に示した変化が、答申の他の部分の影響を及ぼさないか、それ以外の部分にも加筆・修正の必要がないか等、総合的な御検討を頂いています。

【請求人意見－11】LGBTに関して言えば、請求人意見－10のとおり、一任されたといっても委員からの文言変更提案「どの内容を性的少数者の情報とするか、現時点では定見がない」とか、「一定の見解がない」のたかだか一文だけであり、相当な負担がかかる訳ではない。
詭弁の際たるものである。

このような労力の提供は、2に記載した手引Q&Aにいう「会議で一任された委員長等が審議資料や答申案の作成を行う場合」に該当しますし、労務課が支出可能な場合として示す、「会議と同等の役務を提供したことが客観的に説明可能な場合」に該当すると判断し、本件支出にいたったものです。

【請求人意見－12】これを当該審議会の実態を知ってか知らずか、曲解、こじ付けである。

なお、9月29日に、具体的に何時間労力を提供して頂いたのかの証拠は存在しません。会長へ一任されたケースにつき、市民情報課等の事務局が会長に独断で修正するようなことはあり得ません。そのようなことがまかりとおれば、審議会の先生方との信頼関係は破綻し、審議会自体が維持できなくなります。
したがって、資料9に示す修正により、答申を確定させたことが、会長の労力の提供を受けてのものであることは、経験則上も明らかです。
以上のとおり、答申を作成するに当たり、会議の場以外で※会長に御勤務いただいたことは明らかですから、本件支出は2に記載した根拠規定に基づいた支出であり、不当なものではありません。

【請求人意見－13】請求人意見－11のとおり、LGBTにかかわる文言変更は、たったワンセンテンスである。
答申を作成するに当たり、横浜市役所内の所定の審議会開催日以外に勤務するとなると、本件請求に記載したが、当該勤務日における守秘義務にかかる双方の確認書が必要となる。本件請求は個人情報保護にかかるものであり、ことさら守秘義務条項が重要である。
「ここでの勤務いただいたことは明らか」のくだり、定性的で憶測にすぎない。何の証拠もなく証明にもならない。

なお、監査請求人は、事実証明書第1第2項(5)及び第1第3項(8)において「9人の構成員による合議制」であるにもかかわらず「会長にだけ報酬が支給されている」点が問題であるかのように主張していますが、以上の経過を踏まえれば、審議会から一任された会長だけに支出するのは、当然のことと御理解いただけることと思います。

【請求人意見－14】当該審議会の設置の本旨及び資料6からして、事務局が予め答申案の骨格、構造、内容をタタキ台として用意している。審議の中で合議体として出したアドバイス、意見は答申案に反映し、再度、審議会に付議、承認を受ける必要がある。これは、前回の議事録の承認を合議体として行うのと同じものである。

合議体であり多数決の原理の下にあり、例えば会長が個々のした意見、アドバイスが採用されるとは限らない。

一任したと言えど、答申書の確定には合議体たる審議会での承認は必須である。

これは、監査委員における監査会議議事録或いは代表監査委員名議での監査関係文書の発箇においても、5名の監査委員の合議体での承認が必要と同じことである。

代表監査委員（審議会会長にみなして）に一任されたとしても、最終的には合議体での承認である。

4 その他監査請求者の言及事項について（市民局）

(1) 事実証明書第1第2項(2)等には、かつては原稿料として支払っていたものを、令和2年6月以降、報酬に変更したとの記載があります。

今回の監査請求は、あくまでも本件支出の妥当性に関するものであり、かつての原稿料としての支出や、原稿料としての支出を報酬としての支出に変更したことの是非ではないと思われるため、詳述は差し控えますが、変更したのは事実です。

【請求人意見－15】原稿料に相当する謝金の支払いは、本件請求で21回目である。

市民局市民情報課の違法公金支出に関して、組織的に反復、継続してその行為を行われていたかである。

住民訴訟の提起は住民監査請求前置であり、地方自治法第242条第2項の規定に基づき、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。であるが、住民訴訟の提起後は、民法第703条の適用により、不当利得返還請求の対象となりえる。

特に、市民情報課が事務をする横浜市情報開示・個人情報保護審査会でも、同様な違法公金支出があるならば、なおさらである。

答申案の作成は、審議会委員としての業務なので、その対価は報酬として支払うのが適切だろうとの考えに基づく変更です。既に述べたとおり、審議会の会長の報酬は月額で25,000円と定まっていることから、この定めにしたがい支給したものであり、事実証明書第1第3項(7)9ページにある「小細工をしている」という事実はありません。

【請求人意見－16】 答申作成料については、総務局労務課に相談して、決定していた経緯がある。

令和2年7月14日市民情報課担当者メモ 資料6

「適切だろう」と勝手に考えて25,000円を決定したことが不法、不正に値する。

事実証明書第1第3項(7)には「税法上の不当」との記述もありますが、「所得税基本通達28-7 委員手当等」(資料10)に「国又は地方公共団体の各種委員会(審議会、調査会、協議会等の名称のものを含む。)の委員に対する謝金、手当等の報酬は、原則として、給与等とする。」との記載に基づき、変更に伴って税制上の扱いを見直しただけにすぎず、不当な変更ではありません。

【請求人意見－17】 この法解釈は、地方公共団体として報酬支出する側の仕分けにかかる整理である。

受給する側の弁護士やらは、弁護士法人の社員でない場合は、主たる収入は個人事業(自営業)となる。

その場合、受給者の租税公課の扱いによっては所得税違反に抵触することも起こりえる。

(2) 事実証明書第1第3項(2)及び(3)には、他の審査会等では本件支出と同様の支出がないことを問題視する記載があります。しかし、少なくとも当課で所管している横浜市情報公開・個人情報保護審査会においては、審議会と同様に答申作成に対する報酬を支出しており、審議会のみが答申作成報酬を支出しているという指摘は事実ではありません。他の附属機関での支出の有無は承知していませんが、仮に同様の支出がない附属機関があったとしても、それをもって本件支出を違法とする根拠にはならないと考えます。

【請求人意見－18】 横浜市情報開示・個人情報保護審査会における答申作成料の違法、不当支出については、令和5年3月9日付け住民監査請求をしているものである。

総務局行政マネジメント課及び労務課が発箇している

「附属機関・懇談会に関する手引き」等の改正及び附属機関委員の報酬支払の考え方について（通知）総務局行政・情報マネジメント課及び労務課（総行第5229号令和2年4月1日）は、一律に運用しています。と見解書に記載している。その中で、市民情報課が事務をする審査会、審議会だけが、答申書作成なる料金を支出しているとなると、組織的、構造的な不法行為と見なされ得る。

【請求人意見－19】市民情報室室長たる三島圭介殿の見解書陳述があったが平成30年度から令和3年度まで行政不服審査法の事務をする課長職であった。

本件請求で提起した横浜市行政不服審査会会長 弁護士 ※
■■■■殿には答申作成料を支払っていないことに対する説明をする。或いは総務局見解書として総務局総務部法制課に対して説明をさせれば済むものである。

何故ならば、見解書は本件請求に対するものであり、総務局も見解書を出していながら、人事部労務課だけでなく法制課にも見解書を出させるべきである。

以 上